

## 会議録

会議の名称		令和6年度第3回つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会		
開催日時		令和7年1月15日(水) 開会10:00 閉会11:10		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1		
事務局(担当課)		生活環境部環境保全課		
出席者	委員	野中 勝利委員(部会長)、宮本 純委員、丸井 敦尚委員、北浦 伸幸委員、木下 潔委員		
	その他	市民部市民協働課、都市計画部都市計画課、建設部道路管理課、建設部公園・施設課、建設部住宅政策課、生活環境部環境保全課、生活環境部環境衛生課 コンサルタント：株式会社総合環境計画(永井、瞿曇)		
	事務局	伊藤 智治生活環境部長、植木 亨生活環境部次長、沼尻 輝夫環境保全課長、山崎 剛環境保全課長補佐、藤田 智子主査		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画パブリックコメント結果及び最終案について		
会議録署名人		確定年月日	年月日	
会議次第	1 開会 2 議事 第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画パブリックコメント結果及び最終案について 3 その他 4 閉会			

1 開会	事務局：定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第3回きれいなまちづくり行動計画検討専門部会を開会いたします。本日、司会を務めさせていただきます環境保全課課長の沼尻と申します。よろしくお願ひいたします。本日の出席状況ですが、専門部会委員5名全員出席ですので、きれいなまちづくり行動計画検討専門部会設置要項第4条の規定により、本日の会議が成立することを御報告いたします。なお、本専門部会は公開としておりますので、傍聴者の参加と資料の閲覧が可能となっております。皆様にお願ひがござります。発言の際には、挙手、指名の後、マイクを使用して発言をお願ひします。それでは、専門部会設置要項第4条によりまして、部会長が議長となりますので、議事の進行を野中部会長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
2 議事 第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画パブリックコメント結果及び最終案について	野中部会長：専門部会設置要項の規定によりまして、議長を進めさせていただきます。特に問題がなければ今回が最終回ということになります。スムーズな進行のため、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。早速ですが、次第に従ひまして議事を進めてまいります。本日の議題は、第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画パブリ

ックコメント結果及び最終案についてということになります。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画パブリックコメント結果及び最終案の説明：資料1～5参照）

野中部会長：ありがとうございました。それでは、委員の皆様からお気づきの点などありましたら御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

丸井委員：丸井と申します。よろしく願いいたします。今の説明の中で、1番最初のところですが、パブリックコメントで提出された御意見がすでに公開されているという説明だったんですけれども、そのとおりでしょうか。

事務局：資料1の御意見の原文については、この様式のままホームページに現在公開されております。

丸井委員：例えばNo.1のスズメバチなんたらかんたらというのは、いただいたことをそのまま掲載するということですね。

事務局：そのとおりです。

丸井委員：これは、いただいた意見だからといってファクトチェックとかをしないで公開するのはまずいと思うんですけれども、内容について精査した上で公開しているのでしょうか。というのは、この御意見の中に不適切な文言があるのを見つけたので、いくら言われたからと言って、例えば他人を誹謗中傷するような意見はまずいですし、例えば団体として好ましくないところの名前を安易に掲載したりというのはよくないかなと思っていたので申し上げたんですけれど、単純にいただいた意見だからといって載せると、今回はもう載せてしまったので仕方ないと思いますが、ゆくゆく他人を誹謗中傷するような意見が出た場合にちょっと疑問が残ります。それからもう1つ、いただいた意見に対して市として真摯な態度で修正をしているのはよくわかるんですけれども、やっぱりこの第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画を1番最初に作った段階で、作った市の職員の方々の意向がしっかりあるのですから、全てを聞く必要もないかなという。これも言い方が少し失礼ですけど、全てを聞くのではなくて、元々市の人たちが何を考えていたかということも書くべきかなと私は思います。例えば極端な話をすると、このカラーリングに対して、視認性の高い色を使えとかデザインにしろという御意見がありましたけれども、例えば今回の第1章から第4章までいろんな色が使っていますが、この色の使い方が、例えばSDGsの17の目標に対して適合してないような色があるんですよ。例えば、環境問題に対してはグリーンとか水色を使われていますし、もの作りに関してはオレンジ色とか茶色の色、教育や道徳性に対しては赤っぽい色を使っているというのはSDGsのカラーリングの特徴ですから、そういったものを踏まえて、その見た目にも正しいだけがいいんじゃないぞというところも踏まえて、市として元々対応していたんだよというようなことを積極的に発信していただけると、言い方が悪いんですけど、何か言えばそのとおりになると思う人もいると思うので、そうではないぞということもお書きになっていただければいいかと思います。時間があればもっと言いますが、第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画の1番最後の裏面のところに市長の名前で「私たちは、このまちを清潔できれいなまちにしていけます」と書いてありますが、この中の3番目のパラグラフで、「今こそ私たちはこれら心ない行動をなくし、ここに暮らし、学び、働く」とありますが、この中で、これら心ない行動をなくすという否定的な文章はない方がいいかなという。もちろん市長が言いたいならそうですが、この計画を出すのは市長ではなくて市役所が出すので、誰が読んでも違和感を感じない文章は非常に大事だと思いますので、ぜひお考えいただければと思います。まずは、その3点を申し上げたいと思います。

事務局：御意見ありがとうございます。パブリックコメントの公表にあたっては、誤字脱字を修正して公表ということになっております。いただいた意見は今後の参考にして、パブリックコメント手続きに関する担当部署と協議を進めていきたいと思えます。

丸井委員：わかりました。2番目の話は、パブリックコメントを全て聞くというような低姿勢ももちろん必要ですが、パブリックコメントをいただく前に市としても十分考えていた計画なので、もっと市の主張を出した方がいいというお願いでございます。

事務局：御意見ありがとうございます。確かに、パブリックコメントでいただいた意見をそのまま参考にしたものもあります。丸井委員からいただいた意見を受けまして、検討させていただきたいと思えます。

丸井委員：もっと具体的に言うと、資料2のパブリックコメントへの対応表に、意見に対して市はこういう行動を取ったよという内容があり、意見を100パーセント受けましたよというように書かれているんですけども、もともと市は考えていなかったわけではなくて、ちゃんとやっているんだぞというのを主張してほしいなと思えました。

事務局：御意見ありがとうございます。資料2について、市の考えについても追記するようにいたします。

丸井委員：頑張ってください。

野中部会長：3点目についてはいかがでしょうか。

事務局：その点については、この宣言が平成19年10月13日の時点での市長の宣言をそのまま掲載しており、簡単には変えられない部分がございますので、このまま載せたいと思っております。

丸井委員：承知しました。

野中部会長：平成19年時点でも今の市長と同じですか。

事務局：前市長です。

野中部会長：確認の余地がもしかしたらあるのかなと思えます。

事務局：第1次の行動計画で作った時点での宣言です。

野中部会長：変更がなければいいですし、タイミング的に難しければ逆にあった方がいいのでしょうかね。

丸井委員：セキュリティマネジメントの観点から言わない方がいいですね。宣言の中には否定的な文言を入れないというのが常識というか最近の流行りなので、お考えいただければありがたいです。でも無理にとは言いません。

事務局：御意見ありがとうございます。

野中部会長：ほかに御意見はありますか。

木下委員：今のコメントに対する確認みたいなものですが、パブリックコメントでいろんな意見をいただいた時に、これは確かにそのとおりなので変えますよというところと、いや、これはそういうつもりじゃない、これは残すぞというのを明確に記載してもいいというような意味ですよね。そのような表明をしてもいいのではないかなと思えます。それから2つ目が、最後の宣言について、これはむしろアップデートするというのもう難しいんですかね。もう10年以上前ですよ。だいたいそれから変わってきていますし、その宣言した市長も今はいないというのもありますので、そろそろアップデートしてもいいのかなと思えました。

事務局：御意見ありがとうございます。検討してまいります。

野中部会長：今の木下委員の1つ目の意見についてですが、パブリックコメントに対する対応については、修正する部分と修正していない部分と、両方しっかりあるにはあるんですけど、受け止め方として、みんな対応して修正している風に見える印

象があるのかなと思っていて。だから、例えば市の考え方で努めてまいりますということで終わってしまうんですけど、あるいは情報共有しますということでもあるんですけども、ところどころに、追記や修正はありませんなどと入れられる部分について一文入れておくと、メリハリがついていいのかなという印象を受けたように思います。2点目の宣言については、もう1度御確認いただければと思います。

宮本委員：資料2の5ページの項目4番のアダプト・ア・パークについてですが、回答のところにメールフォーム又はお電話にてお問い合わせくださいとありますが、公園施設課のページにある問合せフォームという意味でよろしいでしょうか。

公園施設課：はい、公園施設課への問合せという意味でございます。

宮本委員：わかりました。ホームページの代表のメールとかがあるのかなと思ったので、それがわかるように記載いただいた方がいいと思います。

野中部会長：ありがとうございます。公園施設課のホームページというように具体的に書かれた方がわかりやすいと思います。

事務局：これについては後ほど修正いたします。ありがとうございます。

野中部会長：御意見を出された方が、これで確認した時に具体的にわかりやすくなると思います。

北浦委員：資料2の3ページの6番について、アンケート調査結果は別途公表することによって、入手可能にすることはいいと思いますが、このデータを採用したら必ず市に報告するみたいなことも入れてほしいなと思います。自由に使われるのは全然問題ないですが、市としても、こういったところに使われていますというのを一応把握する意味で、ちゃんと報告してくださいねというのをに入れていただくのかなと思いました。また、きれいなまちづくりの基本方針を簡略化されていると思うのですが、個人的には簡略化しない方がいいと思います。基本方針というのは、あまり変えない方がいいということと、もう1つは、これを引用して何か話をなされる時に、何年度計画のここに書いてあったとかいう風になってしまうので、ここはもう変えない方がいいのかなと思います。

事務局：御意見ありがとうございます。まず、1点目のアンケート調査結果のデータについてはPDF形式で公表を予定しており、市への報告につきましては検討させていただきたいと思います。2点目の基本方針については、基本方針のタイトルの部分については第1次の計画から特に変わりはないのですが、タイトル下の説明文については、計画改定の際に内容を検討しており、毎回同じものというわけではなかったため、パブリックコメントの御意見を受け、確かに施策に関する具体的な取組内容が文章の中に多く入っていた印象を受けましたので、改めて検討した結果、文章を簡略化いたしました。

北浦委員：基本方針については、タイトルは変わらないが、説明文の部分が都度変わるので変えていきますという理解でよろしいですか。

事務局：そのとおりです。

野中部会長：この資料の掲載の仕方なんですけれども、基本これがベースになってPDFをアップする際、少なくとも表紙の部分に主体と年月を入れないと1人歩きしてしまうと問題があると思うので、そこは入りますよね。

事務局：そうですね。主体や年月等が入ります。

野中部会長：アンケート調査についての問合せ先がわかるように、部署についても多少はわかるようにしておいた方がいいと思います。

事務局：ありがとうございます。追記いたします。

丸井委員：部会長の野中先生から今回が最後になる予定だというのは伺ったのですが、今出た委員の意見を踏まえた修正や方針を変更したものは、私たちはもう1回確認するチャンスはあるのですか。

事務局：この後、事務局で修正した内容につきましては、部会委員の皆様に見ていただく機会を設けますので、メール等でご連絡したいと思います。

北浦委員：細かいところで恐縮ですが、資料3の30ページで、アダプトは「英語で」ではなく、「日本語で」養子縁組するという表記が正しいと思うので、修正いただきたいと思います。

事務局：御意見ありがとうございます。修正いたします。

野中部会長：ほかはいかがでしょうか。御意見がないようでしたら、これで今回の議事は終了となります。委員の皆様から御意見をいただきまして、ありがとうございます。進行については事務局から願います。

#### 4 その他

事務局：本日は色々とお意見をいただきましてありがとうございました。本日の会議録につきましては、作成後、部会長に御確認いただき公開とさせていただきます。また、本日いただいた意見を参考に、こちらで修正したものについてはメールで確認させていただきますので、よろしく願います。皆様に確認いただいた後、1月31日に環境審議会がございますので、部会長から審議会に御報告いただく予定となっております。それでは、最後になりますけれども、部会長はじめ委員の皆様におかれましては、合計3回の専門部会におきまして、御多用の中、専門的な意見や様々な視点から御審議いただきましてありがとうございました。また、専門部会以外におきましても、アンケート資料の確認など、計画策定のために多くの時間を割いていただきまして、誠にありがとうございました。

#### 5 閉会

事務局：以上をもちまして、令和6年度第3回つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会を閉会いたします。

令和6年度第3回つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会 次第

日 時 令和7年1月15日（水）

10：00～

場 所 つくば市役所

コミュニティ棟会議室1

1 開会

2 議事

第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画パブリックコメント結果  
及び最終案について

3 その他

4 閉会

---

【資料】

資料1 パブリックコメントで提出された意見

資料2 パブリックコメント実施結果報告書

資料3 第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画（案）

資料4 第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画（案）概要版

資料5 つくば市きれいなまちづくりに関するアンケート調査報告書

## パブリックコメントで提出された意見

お寄せいただいた意見のみを公表するものです。

※意見に対する市の考え方並びに計画等の案を修正した際の修正の内容及び理由は、まとまり次第公表します。

計画等の名称: 第 6 次つくば市きれいなまちづくり行動計画(案)

No.	パブリックコメントで提出された意見(原文)
1	<p>スズメバチややぶ蚊の発生問題にも困っている。 小中学校の通学路近くでもよく飛んでいる。 もしくは空き家など不動産の販売でも1都3県などを中心の都市型の不動産ディベロッパーから外れるため探す検索にもかかりにくく売れにくい、安くなる、都市開発などが進まないという問題が困っています。</p> <p>市町村等による歩行者滞在空間の創出(街路の広場化等) 民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置。こういうのもつくば市も取り組んで欲しい <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001767010.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001767010.pdf</a> <a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/keikan.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/keikan.html</a></p> <p>景観色彩統一区域なども設定することでより商店や住宅街などでも統一感のある街並みなどで地価のアップや観光客の集客などに向けたものを考えてほしい 10年後15年後20年後などに観光施設などより集客ができることや公共施設などが史跡化することを目指す町並みなども考えてほしい ディズニーリゾートやハウステンボス、ユニバーサルスタジオなどと言っても他の街並みでも実際に古い建築でなくても外観を様式統一することで街並み保全や集客できるものもある 浦安市舞浜地区、もしくは高松丸亀町商店街などもおしゃれな町並みで参考になると思います</p> <p>高齢者、障害者向けやいろんな年齢の混じった集合住宅、シェアハウス、コレクティブハウス、寮など、共同風呂や共同ダイニング、運動トレーニングスペースなど</p>

付きの共同住宅、IoT住宅(ガスや電気、ポット、照明などで利用変化がなかったり、床に倒れたまま動かない、またはいつもの時間に布団から起きてこない、血圧や体温、脈拍に異常がある場合連絡が行くなどの倒れた時の安否確認付きの家や寮)を増やしてほしい

建て替えなどでもIoT住宅化バリアフリー化に補助や建て替え期間の短期引っ越し補助が欲しい

駅前で豊かな食体験や歩きたくなるように中心部ペDESTリアンやアッセ、竹園ショッピングセンター、アイアイモールなどに台北士林夜市のような飲食、雑貨など混じった屋台村や屋台街を

隣接の公務員宿舎を閉鎖、民間売却、解体時や建て替え、販売時に説明会の開催や意見を聞く場を作ってほしい。

駐車場: 集合で作るか個別で作るかや2台停めるスペースを作るかなどや将来的には3台目などの停められる貸し駐車場が欲しい。

(戸建て分譲集合住宅地では夫、妻で2台持つ場合や子供が大きくなるとさらに必要になるという問題が出てきた。また路上駐車や飛び出し、車出し入れ時の事故の不安もある)

住民の意見を聞き、見た目 色、材質、工法 屋根、窓、壁 高さ 光取り入れ、太陽光パネル、ガス、電化など統一感を持たせてほしい

(最近開発された他の新興住宅地区のように見た目がそろっていた方がより景観が安定し良い)

1区画につき少なくとも300坪から400坪以上を標準とした芦屋市六麓荘町のように広い住宅専用の地域や防音住宅の多い音楽家向け地域、スポーツ選手向け地域、アーティスト向け、研究者向け地域、学生向け地域など

何か地域ごとに住む住人層を想定して特色つけた地域も作れば、高所得層の誘致や商店の特色化を付けた他の町なら1000人に一人レベルの店で大都市にしかできないような店も対象が集まっていることにより成り立つため、「尖った」店を誘致などもしやすい

そこでしか経験できないことや感動や体験、ストーリーを感じるような街づくりにしたい(例えばジブリ作品の町や手塚治虫、小松崎茂、藤子不二雄、の未来都市のような感じ)

高齢者のみならずマンガ家や作家、イラストレーター、プログラマーなど在宅勤務をやっていると若くしても倒れる人が友人でも多いのでそういうのも急病での孤独死などを救えるIoT住宅やなどがほしい人多いと話を聞く

IoT住宅(ガスや電気、ポット、照明などで利用変化がなかったり、床に倒れたまま動かない、またはいつもの時間に布団から起きてこない、血圧や体温、脈拍に異常がある場合連絡が行くなどの倒れた時の安否確認付きの家や寮)を増やしてほしい

高齢者が倒れやすい風呂やトイレなどの共有化や、交流の場としてダイニング、書斎、ゲームスペース、アトリエ、運動トレーニングスペースなど付きの共同住宅二世帯化、バリアフリー化など増改築対応などの問題にも対応してほしい

つくれる、まなべる 交流、売れるなどのカフェ 教室、ホテルを増やす取り組みが欲しい

- ・地域クリエイターの育成

- ・アートの街化、アートや芸術、音楽でもPR

- ・つくば市って芸術系の学生さんも多いけどアートカフェや芸術雑貨小物店、雑貨カフェ、彫金、ギャラリー、パブリックアート、モニュメント、ロフトみたいなものが欲しい

- ・バスの案内

バスの車内案内表記や外国語対応、位置情報、待ち時間などもわかるように乗り換えもわかりやすく

ワールドキッチン的なグローサント(スーパーマーケットとレストランの融合)化したような施設やアートやサイエンス的な要素を持った分子ガストロノミーなレストランやバー、オーガニックな地産地消のベジタリアンやハラール対応レストラン

実験室風科学カフェやバー

サイエンス料理 分子ガストロノミー(モラキュラー・ガストロノミー)こういう科学レストランも街に欲しい

- ・農業体験、農業民宿、ロボット民宿、外国語体験民宿など付加価値のある宿の提供 民宿の特区化などや高付加価値民宿への講習や認定制度、紹介制度が必要

・ディズニーランドのワールドバザールみたいな感じに商店街を見て楽しめる要素をできないか、テーマレストランやテーマ民宿、テーマ商店街、ショッピングコート、パサージュなど

例 アニメ大国や科学と日本文化の融合したアジアンミステリー

サイバーパンク

ジャングル

スイーツ

スチームパンク

スペースオペラ

ロボット物

宇宙

近未来

空中

海底都市

空中都市

地底

など

車がない人向けに専用レーンを設けた自動運転タクシーや自動運転バスを導入してほしい自動運転専用レーンやAI信号が欲しい

つくば市内のwifiの整備や電源スポット整備がほしい

ビッグデータ化 高齢者や障害者の福祉パスなどでの交通動向把握などはつかめるようにできないのか？

外国人高齢者、外国人障害者などの対策もこれから重要になると思う、その対策は？

音楽や芸術、科学とか味覚、嗅覚、体育、論理力、計算力、社会性、発想力とか子供に学ばせながら談話や食事ができる施設や飲食店があるといい

こういうように食、科学、アート、クリエイター、多国籍、次世代農業などを活かした街なみをいろいろ増やしてほしい

私は、つくば市のまちづくりに関して、以下の提案をいたします。

#### IoT住宅の推進とコミュニティ型住宅の整備

高齢者だけでなく、マンガ家や作家、イラストレーター、プログラマーなど在宅勤務者も急病や孤独死のリスクが高まっています。ガスや電気、照明などの使用状況や体調の異常を検知して通知するIoT住宅や寮の整備を進めていただきたいです。

共同浴場や共有スペース(ダイニング、書斎、ゲームスペース、アトリエ、運動スペースなど)を備えた、世代を超えた交流が可能な共同住宅の導入を検討してほしいです。

二世帯化やバリアフリー化など、増改築に対応できる住宅への支援や補助を強化してほしいです。

#### クリエイター育成とアートの街づくり

地域のクリエイターの育成や活動の場を提供する取り組みを強化してほしいです。

芸術系の学生が多いことを活かし、アートカフェや雑貨店、ギャラリー、パブリックアート、モニュメント、ロフトのような店舗など、芸術を身近に感じられる施設を増やしてほしいです。

#### 交通インフラの改善

バスの案内表示の多言語化や、位置情報、待ち時間が分かるシステムの導入など、公共交通機関の利便性向上を図ってほしいです。

車を持たない人のために、自動運転タクシーや自動運転バスの専用レーンを設け、AI信号機の導入など、先進的な交通システムの実現を目指してほしいです。市内全域でのWi-Fi整備や電源スポットの設置を進めてほしいです。

#### 多国籍で魅力的な食文化の発信

ワールドキッチン的なグローサント(スーパーマーケットとレストランの融合)や、分子ガストロノミーを取り入れたレストラン、地産地消のオーガニックなベジタリアンやハラール対応のレストランを誘致・開発してほしいです。

科学実験室風のサイエンスカフェやバーなど、つくば市の科学技術のイメージを活かした飲食店の展開を期待します。

#### 農業体験や特色ある宿泊施設の充実

農業体験や農業民宿、ロボットを活用した宿泊施設、外国語体験ができる民宿な

ど、高付加価値のある宿泊施設の提供を推進してほしいです。  
これらの施設の認定制度や紹介制度を設け、特区化することで、地域の活性化を図ってほしいです。

#### 夜市や屋台村の導入による街の活性化

つくば駅や研究学園駅周辺を中心区域、既存のショッピングモールなどで、台北の夜市や福岡の天神の屋台のような屋台街やキッチンカー街を整備し、若手クリエイターやシェフが小予算・低リスクで出店できる場を提供してほしいです。  
これにより、つくばの国際性を活かした多国籍な屋台が集まり、街の活性化につながると考えます。

#### 高齢者や障がい者への対応強化

高齢者や障がい者、さらには外国人の高齢者や障がい者への対策を強化してほしいです。福祉パスなどを活用した交通動向の把握や、適切なサービスの提供が必要です。

子どもたちが音楽や芸術、科学、運動などを学びながら、保護者が談話や食事を楽しめる施設や飲食店があると良いと考えます。

#### 住宅地開発における住民の意見反映と統一感のある街並み

公務員宿舎の閉鎖や民間売却、解体時には、説明会の開催や住民の意見を聞く場を設けてほしいです。

駐車場の確保や、外観(色、材質、屋根、窓、壁、太陽光パネルなど)の統一感を持たせた住宅地の開発を提案します。

#### 高所得者層や専門職向けの特色ある地域づくり

300坪から400坪以上の広い区画を標準とした高級住宅街や、防音住宅が多い音楽家向け地域、スポーツ選手向け地域、アーティスト向け、研究者向け、学生向けなど、住民層を想定した特色ある地域を作ることで、高所得層の誘致や専門的な店舗の集積を図ってほしいです。

#### 独自性と魅力ある街づくり

つくばでしか経験できない感動や体験、ストーリーを感じられるような街づくりを目指してほしいです。例えば、ジブリ作品の世界や、手塚治虫、小松崎茂、藤子不二雄の描く未来都市のような、夢のある街並みを創出してほしいです。

以上の提案を通じて、つくば市がより魅力的で活力ある街になることを願っています。

す。

「第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画(案)」に関し、以下の点について検討・反映いただきたく意見を述べます。

## 1. 多様なライフスタイル・世代を支える住環境整備

### (1) IoT・スマート住宅の推進:

高齢者のみならず、在宅勤務やクリエイティブ職(漫画家、作家、イラストレーター、プログラマーなど)においても、孤独死や急病時の発見遅れが問題となっています。

ガス・電気・水道利用の変化や人の動きを検知し、異常があれば関係者に連絡が行くIoT技術を活用した「安否確認システム付き住宅」やシェアハウスの普及支援を行ってください。また、バリアフリー・増改築対応の支援策を充実させ、高齢化や多世代同居ニーズに即した住まいづくりを促進してほしいです。

### (2) 共同空間付き集合住宅の促進:

高齢者が転倒しやすい風呂やトイレなどを共有化し、交流ダイニング、アトリエ、トレーニングルーム、学習スペースなど多目的空間を備えた集合住宅やコレクティブハウスの整備を支援してください。これにより、防犯・防災やコミュニティ形成、健康維持が図れ、きれいで活気あるまちづくりにつながると考えます。

## 2. 芸術・文化・多国籍性を活かした魅力的な街並み創出

### (1) クリエイター支援とアートの街化:

つくばには芸術系学生やクリエイターが多く存在します。アートギャラリー、アートカフェ、芸術雑貨店、彫金や工芸などのワークショップスペースを作り、地域の創造的活動を後押ししてください。パブリックアートやモニュメント、ワークショップ、地元産品と芸術を組み合わせた市民参加型イベントなどを通じて、「アートと科学と自然」が共存するつくばらしい景観を育ててほしいです。

### (2) 多国籍・多文化共生の食・商業空間:

国際性を活かし、ワールドキッチン的な市場(グローサレント)や地産地消のオーガニックレストラン、ハラール対応店、ベジタリアン対応店など、多様な食文化が体験できるエリアを形成してください。また、分子ガストロノミー(科学的手法を活用した料理)や実験室風科学カフェなど、サイエンス都市らしい独創的な飲食・交流スポットの創出も魅力的です。

(3)屋台街やキッチンカー街、夜市の導入：

つくば駅や研究学園駅周辺等の中心エリアで、短期契約で出店できる屋台村・屋台街、キッチンカーエリア、クリエイターによる雑貨・アート販売など、自由度の高い市民参加型商業空間を試験的に設置してほしいです。これにより若手シェフやデザイナー、アーティストの育成・発掘、国際的な交流、歩いて楽しめる街並みを醸成できます。

3. 交通・情報インフラの充実

(1)公共交通のわかりやすい多言語案内：

バスの時刻、待ち時間、乗換案内、多言語表記など、外国人や高齢者に優しい交通案内を強化してください。アプリやサイネージでリアルタイム情報を得られる環境づくりも期待します。

(2)自動運転車両やAI信号の導入検討：

車を持たない人々や高齢者など、移動弱者の利便性確保へ、自動運転シャトルバスやAI信号制御、自動運転専用レーン整備などの将来的検討を行い、先進性ある交通環境を目指してほしいです。

(3)Wi-Fiや電源スポット整備：

駅前、公共施設、商業施設などにフリーWi-Fiや電源スポットを増設し、在宅ワーカーや学生、外国人観光客が使いやすく、交流が生まれやすい環境を整えてください。

4. データ活用・多様性対応の強化

(1)ビッグデータ活用による福祉・移動支援最適化：

福祉パスやICカードを用いて高齢者・障がい者の移動傾向を把握し、きれいで快適な動線・施設配置を検討するなど、データに基づく政策を進めてください。

(2)外国人高齢者・障がい者への対応強化：

外国人で高齢・障がいを抱える方も増える可能性があります。多言語サポート、医療・福祉サービスの情報提供、生活支援インフラ整備などを検討し、誰もが暮らしやすい清潔なまちづくりを目指してください。

5. テーマ性・物語性ある景観開発

地域ごとに特色を持たせ、スポーツ、音楽、アート、研究者コミュニティなど、住民

	<p>層や地域資源に合わせたテーマ性ある街づくりを行ってください。テーマ性のある商業エリア、アニメやサイエンス、自然をテーマにした観光要素、屋台村、緑の回廊などを組み合わせることで、つくば独自の物語性や体験価値が高まり、清潔かつ魅力的な景観が形成できると考えます。</p> <p>以上の提案は「きれいなまちづくり」の実現と併せて、国際色豊かで文化的・芸術的多様性があり、誰もが安心して暮らせる持続可能なコミュニティ形成に寄与するものと信じます。</p> <p>ぜひ、上記についてご検討いただき、計画へ反映していただきたくお願い申し上げます。</p>
2	<p>保育園に通っている小さい子供がいるので街や川の清掃活動には参加してみたいが、いつ参加者募集があつてどうやって参加できるのか情報を入手するのは大変。保育園にビラを置いたりつくスマアプリで発信したりして欲しい(ちなみにつくスマアプリには地域のイベント情報入手ルートとして期待しているが、ロボットチャレンジとか図書館のイベント、エキスポセンターのイベントなどなど色々催しものがあるはずなのに、ほとんど配信されて来ないので残念も思っています。どのような基準で掲載イベントを決めているかわからないが、公益性のある情報はどんどん流して欲しい)</p>
3	<p>P.28～ アダプト・ア・パーク事業について p.30「清掃用具等を支援」について、引き続き清掃用具の支援については実施してほしい。可能なら補助額も増額してほしい。</p> <p>P.61～ 花と緑の市民協働事業について “ウェルカムフラワーCity“という呼称もあつたかと思います。私個人としては、その呼び名を無くさずに継続してほしいです。</p> <p>P.68～ つくば市きれいなまちづくり実行委員会について 毎月、清掃・環境美化活動を「きれいきれい大作戦」として実施しているはずで す。せつかくの毎月の実績ですので、「基本方針に基づく施策展開(P.19～66)」のどこかに含めて、人数などカウントした方がいいと思います。ぜひ、せつかくの実績があるので計上してください。</p>
4	<p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扉ページのカラーコントラスト比が低く、アクセシビリティ的に問題がある。そのほか、文中の図も同様にコントラスト比に難があるものがある。</li> <li>・全体的に文章のレベルが低い。誤記と思われる同じ語の繰り返し、記号の脱落</li> </ul>

と思われる不自然な空白、主語の欠落・主語述語が対応していない文、文中で定義されていない用語の使用、用語の不統一(アダプト・ア・ロードの説明)などが散見される。全体の文章を点検・見直していただきたい。

(第2章2.環境に関する市民意識)

- ・アンケート調査の概要が調査対象、調査方法、調査期間、回答数のみで、どのような事項についてどういった尺度の質問を設定したのかがわからない。もう少し調査の内容がわかるようなものを「概要」として示してほしい。
- ・質問紙、集計データ(単純集計データ、表等)は資料編に収録すべきである。調査結果のローデータは分析可能なオープンデータとしてウェブサイトに掲載し、入手可能なURLを記載するとよい。
- ・グラフの並び順や色使いに修正すべき点がある。複数回答の質問項目にその旨が書かれていない。

p.9のグラフは認知度が高い順に並べ替えたほうが視覚的に理解しやすい。また、認知度が高い選択肢を暖色系、低い選択肢を寒色系、その他、無回答等はグレーとしたほうが良いのではないか。

p.11のグラフも度数が高い順に並べたほうがわかりやすい。

p.12では分析として年齢層の傾向が示されているので、それがわかるようなグラフ(積み上げ棒グラフや年齢層ごとの棒グラフ等)を採用してはどうか。

- ・(6)属性別の分析について、「持家の保有が高いと考えられる」「自転車利用が多いと考えられる」「区会を身近に感じていると思われる」といった主観的な分析がなされており、不適切である。年代ごとの特徴を分析に組み込みたいのであれば、他の統計とクロス集計をするべきである。
- ・(7)アンケートからみた評価について、かなり概況的な分析となっており、評価とするには内容が少なすぎる。

(第4章)

- ・p.20～21は表のみが掲載されており、何を表しているのかわかりにくい。適切なリード文を入れるべきである。
- ・1.ごみの投棄対策について。市内一斉清掃での可燃ごみの臨時回収や、アダプト・ア・ロード事業、アダプト・ア・パーク事業でのごみの回収を行ってほしい。また、p.30アダプト・ア・パーク事業「公園施設の破損」については、ボランティア団体に所属していなくても簡便に市に通報できる仕組みを用意してほしい(写真を添付できる通報フォーム等)
- ・「きれいなまちづくり条例」に基づく「きれいなまちづくり重点地区」について、どのような重点的な取り組みを行っているのかを書き込んでほしい。罰則が設定され

	<p>ているが、どの程度取締りを行っているのか、実態を示してほしい。(6)「不法投棄」とあるが、ポイ捨てなども含むのであればわかるように記載したほうがよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2(4)除草事業について、空き地のみではなく市管理の道路・歩道等の除草も行ってほしい。他の計画で扱うのであれば、その旨を記載すべき。</li> <li>・2(5)空家等の適正管理事業について、成果指標が第5次計画から変更になったのはなぜか。また、文中で「空家活用補助金」についての説明が全くないが、指標として適切であるのか。参考指標として空家バンクの利用件数や無料相談会の実施回数を加えてはどうか。</li> <li>・2(6)自然学習事業について、「自然学習会」の内容がまったく書かれていないので、どのようなものかわからない。どのような内容を想定しているのか記載してほしい。「マル2年度ごとの取組目標」はマル3の誤りではないか。新規事業であっても「マル2現状と課題」には課題として認識している事項を書き込むべきである。</li> <li>・3(2)自転車等駐車場の整備事業について、駐輪場の利用料金がTX沿線2市(つくばみらい市、守谷市)と比して高額である。駐輪場を増やすとともに、料金の見直しも検討してほしい。</li> </ul>
5	<p>17ページの基本方針について</p> <p>基本方針とは、計画を実行する為の基本的な姿勢や考え方。 そこに「啓発チラシの回覧」「清掃用具等の提供」などが入る余地はない。 基本方針としては、4つのタイトルだけで十分。 説明は全て別のところに移すべき。</p>

様式第 5 号 (第 10 条関係)

パブリックコメント実施結果報告書  
【案件名：第6次つくば市きれいなまちづくり  
行動計画(案)】

令和7年(2025年)1月  
つくば市生活環境部環境保全課

## ■ 意見集計結果

令和6年(2024年)11月12日から12月12日までの間、「第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画(案)」について、意見募集を行った結果、5人(団体を含む。)から39件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	1人
電子申請	4人
合計	5人

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

### ○ 第2章 環境の現況 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	複数回答の質問項目にその旨が書かれていない。	1件	P11~12に示すグラフについて複数回答である旨を記載しました。
2	P9のグラフは認知度が高い順に並べ替えたほうが視覚的に理解しやすい。また、認知度が高い選択肢を暖色系、低い選択肢を寒色系、その他、無回答等はグレーとしたほうが良いのではないか。	1件	グラフについては、回答率が高い順(「活動内容も知っていて、実際に参加したことがある」、「活動内容は知っているが、参加したことはない」の合計)にカテゴリを並び替えました。また、色についても認知度が高い選択肢を暖色系、低い選択肢を寒色系で示すよう修正しました。
3	第2章に示している市民意識調査のグラフについて、回答が多い順に並べ替えた方が視覚的に理解しやすい。	1件	御意見を受け、回答率が高い順にカテゴリを並び替えました。
4	(6)属性別の分析について、「持家の保有が高いと考えら	1件	御意見を受け、主観的な分析と思われる該当箇所を削除しました。

	れる」「自転車利用が多いと考えられる」「区会を身近に感じていると思われる」といった主観的な分析がなされており、不適切である。年代ごとの特徴を分析に組み込みたいのであれば、他の統計とクロス集計をするべきである。		
5	アンケート調査の概要が調査対象、調査方法、調査期間、回答数のみで、どのような事項についてどういった尺度の質問を設定したのかがわからない。もう少し調査の内容がわかるようなものを「概要」として示してほしい。	1件	別途公表予定のアンケート調査報告書に詳しく記載いたします。
6	質問紙、集計データ（単純集計データ、表等）は資料編に収録すべきである。調査結果のローデータは分析可能なオープンデータとしてウェブサイトに掲載し、入手可能な URL を記載するとよい。	1件	アンケート調査票や詳しい結果については、別途公表予定のアンケート調査報告書に詳しく記載いたします。また、各設問に対する単純集計結果の一覧もあわせて掲載いたします。
7	P12 では分析として年齢層の傾向が示されているので、それがわかるようなグラフ（積み上げ棒グラフや年齢層ごとの棒グラフ等）を採用してはどうか。	1件	年齢別のグラフとした場合、区別が細かくなり視認性が悪くなるため、全体の傾向が分かるグラフとし、年齢別の傾向については文章で補完しています。年齢別の集計は別途公表予定のアンケート調査報告書に記載いたします。
8	(7)アンケートからみた評価について、かなり概況的な分析となっており、評価とするには内容が少なすぎる。	1件	計画の主幹となる「第4章 基本方針に基づく施策展開」において、認知度の低さを課題としている事業が多かったため、(7)アンケートからみた評価を認知度関連の課題として挙げています。他アンケートから見える課題等については別途公表予定の報告書に記載いたします。

○ 第3章 将来像と施策の方向性 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	P17 の基本方針について、基本方針とは計画を実行する為の基本的な姿勢や考え方なので、4つのタイトルだけで十分。 「啓発チラシの回覧」「清掃用具等の提供」などが入る余地はなく、説明は全て別のところに移すべき。	1件	御意見を受け、第3章の4つの基本方針を説明する文章の簡略化を図り、基本的な姿勢や考え方のみを示しました。

○ 第4章 基本方針に基づく施策展開 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	1. ごみの投棄対策について。市内一斉清掃での可燃ごみの臨時回収や、アダプト・ア・ロード事業、アダプト・ア・パーク事業でのごみの回収を行ってほしい。	1件	一斉清掃で回収されたごみの収集については、本来通常のごみ収集日に回収するものですが、燃やせないごみについては、市内一斉清掃の実施日から、収集日まで日数があることから、集積所に長期間留め置けないことも考慮し、市で収集を行っているものです。 アダプト・ア・ロード事業、アダプト・ア・パーク事業において、ごみの回収の支援を行っております。御意見を受け、計画書にその旨を記載しました。
2	P20～21 は表のみが掲載されており、何を表しているのかわかりにくい。適切なリード文を入れるべきである。	1件	御意見を受け、リード文を追記し、表の意味などが分かるようにしました。
3	2(5)空家等の適正管理事業について、成果指標が第5次計画から変更になったのはなぜか。また、文中で「空家活用補助金」についての説明が全くないが、指標として適切であるのか。参考指標として空家バンクの利用件数や無料相談会の実施回数を加えては	1件	第5次行動計画における指標「管理不全な空き家改善率(%)」は「管理不全な空家等の対応完了件数(件)」の誤りのため、修正いたしました。 令和6年度から新たな指標として加える「空家活用補助金の交付件数(件)」について、空家活用補助金は市の空家バンクに登録された物件の所有者や空家バンクを通して物件を購

	どうか。		入した方を支援するための事業です。御意見を受け、市の役割および資料編の用語解説部分に追記いたしました。また、参考指標を追加しました。
4	P30 アダプト・ア・パーク事業「公園施設の破損」については、ボランティア団体に所属していなくても簡便に市に通報できる仕組みを用意してほしい。（写真を添付できる通報フォーム等）	1件	「公園施設の破損」の通報については、ボランティア団体への所属の有無にかかわらず、公園・施設課にて受け付けています。市ホームページのメールフォーム又はお電話にてお問合せください。
5	「きれいなまちづくり条例」に基づく「きれいなまちづくり重点地区」について、どのような重点的な取り組みを行っているのかを書き込んでほしい。罰則が設定されているが、どの程度取締りを行っているのか、実態を示してほしい。	1件	きれいなまちづくり重点地区の区域図の前に、説明を追加しました。第5次行動計画において、きれいなまちづくり条例に基づく勧告等はない状況です。いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
6	1(6)「不法投棄」とあるが、ポイ捨てなども含むのであればわかるように記載したほうがよい。	1件	不法投棄とポイ捨ては、対象物や法的な位置づけ、対策などにおいて異なるため、それぞれの特性を考慮し、より適切な対策を講じる必要があることから、本計画における「(6)不法投棄対策事業」については、不法投棄を中心とした対策とし、計画の修正は行いません。
7	2(4)除草事業について、空き地のみではなく市管理の道路・歩道等の除草も行ってほしい。他の計画で扱うのであれば、その旨を記載すべき。	1件	除草等管理における他計画は特に策定しておりませんが、市管理の道路・歩道等の除草については関連する担当部署で対応しております。
8	2(6)自然学習事業について、「自然学習会」の内容がまったく書かれていないので、どのようなものかわからない。どのような内容を想定しているのか記載してほしい。	1件	詳細な取組事項や具体的な内容については、各年度当初に企画・検討していきます。また、第5次計画の河川環境保全事業（自然体験学習会）の課題等を踏まえた新規事業となっているため、現状と

	い。「マル2年度ごとの取組目標」はマル3の誤りではないか。新規事業であっても「マル2現状と課題」には課題として認識している事項を書き込むべきである。		課題を追記しました。
9	3(2)自転車等駐車場の整備事業について、駐輪場の利用料金がTX沿線2市(つくばみらい市、守谷市)と比して高額である。駐輪場を増やすとともに、料金の見直しも検討してほしい。	1件	自転車等駐車場の需要が高まっている現状を受け、利用者の利便性向上を目的として、計画的な自転車等駐車場の整備を検討していきます。また、自転車等駐車場の利用料金は、施設の維持管理費用や運営経費を素に設定していますが、駐輪場の立地や規模、提供するサービスの内容から適切な料金設定が行われているかどうかの再評価は適宜行ってまいります。
10	P28～アダプト・ア・パーク事業について P30「清掃用具等を支援」について、引き続き清掃用具の支援については実施してほしい。可能なら補助額も増額してほしい。	1件	アダプト・ア・パーク事業の清掃用具の補助については、引き続き行っていきます。補助額の増額については、活動団体と協議しながら検討していきます。
11	P61～花と緑の市民協働事業について “ウェルカムフラワーCity“という呼称もあったかと思えます。私個人としては、その呼び名を無くさずに継続してほしいです。	1件	「ウェルカムフラワーCityつくば」と「花と緑の市民協働事業(旧花と緑の市民参加事業)」の2つの名称を使用しておりましたが、参加団体等に事業説明をする際、分かりにくい点があることから、令和7年度からは「花と緑の市民協働事業」に統一いたします。
12	P68～つくば市きれいなまちづくり実行委員会について 毎月、清掃・環境美化活動を「きれいきれい大作戦」として実施しているはずですが、せっかくの毎月の実績ですの	1件	きれいきれい大作戦の実績については、P32. 1(4)環境美化活動支援事業の指標「活動参加延べ人数(人)」の実績値に、当活動の参加人数を含んでおります。

<p>で、「基本方針に基づく施策展開（P19～66）」のどこかに含めて、人数などカウントした方がいいと思います。ぜひ、せっかくの実績があるので計上してください。</p>		
--	--	--

○ その他意見 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>保育園に通っている小さい子供がいるので街や川の清掃活動には参加してみたいが、いつ参加者募集があつてどうやって参加できるのか情報を入手するのは大変。保育園にビラを置いたりつくスマアプリで発信したりして欲しい(ちなみにつくスマアプリには地域のイベント情報入手ルートとして期待しているが、ロボットチャレンジとか図書館のイベント、エキスポセンターのイベントなどなど色々催しものがあるはずなのに、ほとんど配信されて来ないので残念も思っています。どのような基準で掲載イベントを決めているかわからないが、公益性のある情報はどんどん流して欲しい)</p>	1件	<p>より市民の皆様に情報が届くように広報・周知方法の向上に努めてまいります。</p>
2	<p>扉ページのカラーコントラスト比が低く、アクセシビリティ的に問題がある。そのほか、文中の図も同様にコントラスト比に難があるものがある。</p>	1件	<p>「いばらきユニバーサルデザイン（UD）サービス・情報ガイドライン」等を参考に、第1章と第3章の扉頁及び章内の見出しの色を視認性の良い色に変更しました。</p>
3	<p>全体的に文章のレベルが低い。誤記と思われる同じ語の繰り返し、記号の脱落と思われる不自然な空白、主語の欠</p>	1件	<p>全体の文章を点検・見直し、適宜修正いたしました。</p>

	落・主語述語が対応していない文、文中で定義されていない用語の使用、用語の不統一（アダプト・ア・ロードの説明）などが散見される。全体の文章を点検・見直していただきたい。		
4	音楽や芸術、科学とか味覚、嗅覚、体育、論理力、計算力、社会性、発想力とか子供に学ばせながら談話や食事ができる施設や飲食店があるといい。	1件	いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。
5	Wi-Fi や電源スポット整備し、在宅ワーカーや学生、外国人観光客が使いやすく、交流が生まれやすい環境を整えてほしい。	1件	いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。
6	民間事業者による民地部分のオープンスペース化や建物低層部のガラス張り化、市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）、民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置するなどの取り組みを行ってはどうか。また、駅前などに台北士林夜市や福岡の天神の屋台のような飲食、雑貨など混じった屋台村やキッチンカー街を整備し、若手クリエイターやシェフが小予算・低リスクで出店できる場を提供できるように検討してほしい。	1件	いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。
7	景観色彩統一区域などを設定し、商店や住宅街など統一感のある街並みとすることで、地価の向上などのメリットも	1件	いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。

	<p>得られるため、検討するのはどうか。</p> <p>10年後 15年後 20年後などに観光施設などより集客ができることや公共施設などが史跡化することを目指す町並みなども考えてほしい。</p>		
8	<p>IoT 住宅の推進とコミュニティ型住宅の整備</p> <p>高齢者だけでなく、在宅勤務者も急病や孤独死のリスクが高まっています。ガスや電気、照明などの使用状況や体調の異常を検知して通知する IoT 住宅や寮の整備を進めていただきたいです。</p>	1件	<p>いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。</p>
9	<p>共同浴場や共有スペース（ダイニング、書斎、ゲームスペース、アトリエ、運動スペースなど）を備えた、世代を超えた交流が可能な共同住宅の導入を検討してほしいです。</p>	1件	<p>いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。</p>
10	<p>二世帯化やバリアフリー化など、増改築に対応できる住宅への支援や補助を強化してほしいです。</p>	1件	<p>いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。</p>
11	<p>隣接の公務員宿舎を閉鎖、民間売却、解体時や建て替え、販売時に説明会の開催や意見を聞く場を作ってほしい。</p>	1件	<p>いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。</p>
12	<p>駐車場：集合で作るか個別で作るか、2台停めるスペースを作るかなどや、将来的には3台目などの停められる貸し駐車場が欲しい。</p>	1件	<p>いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。</p>
13	<p>交通インフラの改善。</p> <p>バスの案内表示の多言語化や、位置情報、待ち時間が分</p>	1件	<p>いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。</p>

	<p>かるシステムの導入など、公共交通機関の利便性向上を図ってほしいです。</p> <p>車を持たない人や高齢者など移動弱者のために、自動運転タクシーや自動運転シャトルバスの専用レーンを設け、AI信号機の導入など、先進的な交通システムの実現を目指してほしいです。</p>		
14	<p>ビッグデータ活用による福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援最適化：福祉パスや IC カードを用いて高齢者</li> <li>・障がい者の移動傾向を把握し、きれいで快適な動線・施設配置を検討するなど、データに基づく政策を進めてください。</li> </ul>	1件	いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。
15	<p>農業体験や特色ある宿泊施設の充実。</p> <p>農業体験や農業民宿、ロボットを活用した宿泊施設、外国語体験ができる民宿など、高付加価値のある宿泊施設の提供を推進してほしいです。</p> <p>これらの施設の認定制度や紹介制度を設け、特区化することで、地域の活性化を図ってほしいです。</p>	1件	いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。
16	<p>外国人で高齢・障がいを抱える方も増える可能性があります。多言語サポート、医療・福祉サービスの情報提供、生活支援インフラ整備などを検討し、誰もが暮らしやすい清潔なまちづくりを目指してください。</p>	1件	いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。
17	<p>空き家など不動産を販売する</p>	1件	いただいた御意見は、関連する担当部

	にも、都市型の不動産ディベロッパーの検索条件から外れるため、売れにくく、不動産価格が安くなっていくことで、都市開発が進まない。		署に共有させていただきます。
18	小中学校の通学路近辺で蜂や蚊等の害虫発生問題があり、小中学校の通学路近くでもよく飛んでいる。	1件	いただいた御意見は、関連する担当部署に共有させていただきます。

## ■ 修正の内容

### ○ 第1章 行動計画の基本的事項 について

修正前	修正後
P1 ※色について	扉頁を視認性の良い色に変更しました。
P2～4 ※色について	章内の見出しを視認性の良い色に変更しました。

### ○ 第2章 環境の現況 について

修正前	修正後
P9 (2)グラフ ※並び順、色について	「活動内容も知っていて、実際に参加したことがある」と「活動内容は知っているが、参加したことはない」の合計値が高い順に並び変えました。また、色についても認知度が高い選択肢を暖色系、低い選択肢を寒色系で示しました。
P11 (4)グラフ ※並び順、文言の追加について	回答割合が高い順に並び変えました。また、グラフの下に「1人3つまで回答可」という文言を追加しました。
P12 (5)グラフ ※並び順、文言の追加について	回答割合が高い順に並び変えました。また、グラフの下に「1人3つまで回答可」という文言を追加しました。

<p>P13 (6)属性別の分析</p> <p>2 まちの景観保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>持家の保有が高いと考えられる「50歳以上」</u>については、空家や空き地等の適正管理に関する意識が高い傾向があります。</li> </ul> <p>3 放置自転車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自転車利用が多いと考えられる「20歳未満」</u>については、放置自転車対策等に関する意識が高くなっています。</li> </ul> <p>4 花と緑の美化活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>区会を身近に感じていると思われる「60歳以上」</u>では、区会の花壇づくりにおける参加意欲が「50歳未満」と比較してかなり高くなっています。区会の活動が若い世代にあまり浸透していないことが考えられます。</li> </ul>	<p>2 まちの景観保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____ 「50歳以上」については、空家や空き地等の適正管理に関する意識が高い傾向があります。</li> </ul> <p>3 放置自転車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____ 「20歳未満」については、放置自転車対策等に関する意識が高くなっています。</li> </ul> <p>4 花と緑の美化活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____ 「60歳以上」では、区会の花壇づくりにおける参加意欲が「50歳未満」と比較してかなり高くなっています。区会の活動が若い世代にあまり浸透していないことが考えられます。</li> </ul>
---	---

○ 第3章 将来像と施策の方向性 について

修正前	修正後
<p>P15</p> <p>※色について</p>	<p>扉頁を視認性の良い色に変更しました。</p>
<p>P16～18</p> <p>※色について</p>	<p>章内の見出しを視認性の良い色に変更しました。</p>
<p>P17 2. 基本方針</p> <p>I <u>きれいなまちづくりのための活動の推進</u>市は、<u>きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「まちの景観保全」</u> _____ _____ 等に対する対策を横断的に進めます。</p> <p>II <u>きれいなまちづくりのための意識の啓発</u>市は、<u>きれいなまちづくりのための意識の啓発を行うために、啓発チラシの回覧やポスターの掲示、環境美化学習など様々な施策を行い、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発</u></p>	<p>I <u>きれいなまちづくりのための活動の推進</u>市は、<u>きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「まちの景観保全」「放置自転車」「花と緑の美化」</u>に関する対策・活動を横断的に進めます。</p> <p>II <u>きれいなまちづくりのための意識の啓発</u>市は、 _____ _____ _____つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発</p>

<p>を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。</p> <p>Ⅲ <u>きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援</u></p> <p>市は、<u>きれいなまちづくりのための活動を支援するために、清掃用具等の提供やごみの収集などを行い、また、環境美化活動団体を表彰するなど、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。</u></p>	<p>を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。</p> <p>Ⅲ <u>きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援</u></p> <p>市は、<u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。</p>
---	---

○ **第4章 基本方針に基づく施策展開** について

修正前	修正後
<p>P20 記載なし</p>	<p>(※説明書きを追記)</p> <p><u>第5次行動計画で定めた事業における指標の達成状況、第6次行動計画の策定に向けた今後の方向性を一覧で整理しました。</u></p> <p><u>今後の方向性については、目標の達成状況や事業の必要性等に応じて、継続の有無と今後の事業方針を示しています。第6次行動計画では、2つの事業を終了し、1つの事業を新たに開始します。</u></p>
<p>P23 (1) 市内一斉清掃事業</p> <p>①事業概要 事業の内容</p> <p>● <u>_____市広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかけ_____ます。</u></p> <p>● <u>市が実行日を指定し、道路沿い等にポイ捨てされたごみ等を拾い集めてもらい、回収します。</u></p> <p>● <u>ごみの回収実績等を、ホームページ等で報告します。</u></p>	<p>● <u>市が市広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかけ、ごみの回収実績等をホームページ等で報告します。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>● <u>市民が道路沿い等の美化活動を実施します。</u></p>

<p>P25 (2)アダプト・ア・ロード事業</p> <p>①事業概要 事業の内容</p> <p>●市は活動に対して清掃用具の支援_____等を行います。</p>	<p>●市は活動に対して清掃用具の支援<u>やごみの回収</u>等を行います。</p>
<p>P28 (3)アダプト・ア・パーク事業</p> <p>①事業概要 事業の内容</p> <p>●市は活動に対して清掃用具の支援_____等を行います。</p>	<p>●市は活動に対して清掃用具の支援<u>やごみの回収</u>等を行います。</p>
<p>P30 コラムの記載なし</p>	<p>(※コラムの追加)</p> <p><u>アダプト・プログラム</u></p> <p><u>アダプト・プログラムは、市民と自治体が協働で進める「まち美化プログラム」です。</u></p> <p><u>アダプト (adopt) とは英語で「養子縁組する」という意味で、道路や公園等の一定区画の公共の場所を養子にみたくて、市民や企業が里親となって養子の美化 (清掃等) を行い、自治体がこれを支援する制度です。</u></p> <p><u>市民及び事業者とつくば市が互いの役割分担を定め、両者が協働で環境美化を推進します。</u></p> <p><u>市民及び事業者の役割</u></p> <p><u>清掃・美化活動、活動報告</u></p> <p><u>市の役割</u></p> <p><u>清掃用具の提供、ボランティア保険への加入、アダプト・サイン (表示板) の貸与、ごみ回収等</u></p>
<p>P53 (5)空家等の適正管理事業</p> <p>②現状と課題</p> <p>■第5次行動計画における目標指標の達成状況</p> <p>(指標名)</p> <p>「<u>管理不全な空家改善率 (%)</u>」</p>	<p>「<u>管理不全な空家等の対応完了件数 (件)</u>」</p>
<p>P53 (5)空家等の適正管理事業</p> <p>②現状と課題</p> <p>※<u>管理不全空家等改善率の算出方法</u></p> <p><u>年度内に所有者等に対応していただき、</u></p>	<p>(※指標の変更により削除)</p>

管理状況が改善された空家等÷該当年度に、新たに管理不全な空家等と判断された空家等	
P54 (5)空家等の適正管理事業 ④成果指標 参考指標 記載なし	(※参考指標を追記) ・空家バンク登録物件の成約件数 (件) ・無料相談会の実施回数 (回)
P55 (5)空家等の適正管理事業 ⑤各主体の役割 記載なし	(※市の役割を追記) ●空家活用補助金の交付をとおして、空家バンク制度を活用する方を支援します。
P56 (6)自然学習事業 ①事業概要 _____ _____ _____ _____ _____ ②年度ごとの取組目標 ④成果指標 ⑤各主体の役割	①事業概要 ②現状と課題 第5次計画では河川環境保全事業において自然体験学習会等の取組を行っていましたが、今後は、河川だけでなく自然全般に関わる学習の機会を創出する必要があると考えられます。 ③年度ごとの取組目標 ④成果指標 ⑤各主体の役割

## ○ 資料編 について

修正前	修正後
P78 資料編 2.きれいなまちづくり重点地区における説明なし	(※説明を追加)  つくば市きれいなまちづくり条例に基づき、以下の5地区を重点地区に指定する。 また、重点地区には、モデル地区としての役割を持たせて、環境美化施策について積極的に展開し、その効果が全市に波及することを期待する。 なお、開発の進展や時勢、環境美化施策の進捗状況等に伴い、重点地区の指定地域については随時見直しを実施する。 重点地区内において、平成23年4月

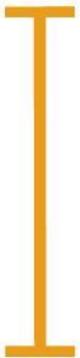
	<p>1日からの条例改正によりごみのポイ捨て等に対し、罰則規定を設ける。</p> <p>※平成23年4月1日条例改正により一部見直し</p> <p>&lt;重点地区&gt;</p> <p>指定条件：ごみの散乱防止等のため特に必要と認める地区</p> <p>指定地区：TX4駅周辺、筑波山神社門前通りの5地区</p> <p>(指定範囲は次頁以降の地図を参照)</p> <p>① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区</p> <p>② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区</p> <p>③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区</p> <p>④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区</p> <p>⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区</p>
<p>P83 3.用語解説</p> <p><u>アダプト・プログラム</u></p> <p>アダプト・プログラムは、市民と自治体が協働で進める「まち美化プログラム」です。アダプト(adopt)とは英語で「養子縁組する」という意味で、道路や公園等の一定区画の公共の場所を養子にみため、市民や企業が里親となって養子の美化(清掃等)を行い、自治体がこれを支援する制度です。</p>	<p>P84 (※コラムへの追加により項目の削除)</p>
<p>P83 3.用語解説</p> <p><u>施行時特例市</u></p> <p>かつて特例市に指定されていた一定の人口規模や能力を有する自治体のことです。暮らしに身近な行政権限が認められています。</p>	<p>P84 (※項目の削除)</p>

○ 項目等の追加・修正 について

修正前	修正後
P8 2. 調査概要 調査期間 令和6年7月22日から8月6日	令和6年7月5日から7月22日
P35 (5)河川環境保全事業 ①事業概要 実施期間 通年(計画期間:令和7~11年度)	通年
P53 (5)空家等の適正管理事業 ①事業概要 実施期間 通年(平成25年ごろから)	通年
P61 (1)花と緑の市民協働事業  ①事業概要 事業の内容 ●市民協働によるつくばセンター広場 周辺の花壇活動を実施します。 ●市民協働による地域の自主的な花壇 活動を推進します。 ●活動に対し、必要な花苗や用土等を支 援します。  ①事業概要 実施期間 つくばセンター広場周辺における花壇 活動:通年(花植えは年2回) 地域における自主的な花壇活動:通年  ①事業概要 対象地域 つくばセンター広場周辺及び市内全域	(※つくばセンター広場周辺における 記述を削除) ①事業概要 事業の内容  ●市民協働による地域の自主的な花壇 活動を推進します。 ●活動に対し、必要な花苗や用土等を支 援します。  ①事業概要 実施期間  地域における自主的な花壇活動:通年  ①事業概要 対象地域 市内全域
P83 3.用語解説 空家活用補助金 つくば市空家バンクの登録物件を売買 され、改修及び家財処分を行う方に対し ____、市が交付する補助 金を指します。	P84 空家活用補助金 つくば市空家バンクの登録物件につい て、売却前に家財処分を行う方や購入後 に改修する方に対し、市が交付する補助 金を指します。
P85 用語解説 防犯・環境美化サポーター つくば市きれいなまちづくり条例に基 づいた、ごみのポイ捨て落書き等に対す る勧告・命令・過料処分等の実施、落書 き及び自動販売機の管理状況等の確認、	P86 防犯・環境美化サポーター つくば市きれいなまちづくり条例に基 づいた、ごみのポイ捨て落書き等に対す る勧告・命令・過料処分等の実施、落書 き及び自動販売機の管理状況等の確認、

印刷物等の放置状況の____不法投棄被害重点注意箇所を中心とした巡回を行っています。	印刷物等の放置状況の <u>確認</u> 、不法投棄被害重点注意箇所を中心とした巡回を行っています。
--	--

※パブリックコメントによるものではありませんが内容を修正しました。



# 第6次つくば市 きれいなまちづくり 行動計画（案）

令和7年(2025年)4月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から  
令和11年度(2029年度)まで



これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs





----- 目次 -----

<b>第 1 章 行動計画の基本的事項</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 行動計画策定の背景と目的 . . . . .	2
2. 行動計画の位置づけと役割 . . . . .	3
3. 行動計画の構成 . . . . .	3
4. 行動計画の対象 . . . . .	4
5. 行動計画の期間及び評価 . . . . .	4
<b>第 2 章 環境の現況</b> . . . . .	<b>5</b>
1. 環境を取り巻く社会情勢の変化 . . . . .	6
2. 環境に関する市民意識 . . . . .	8
<b>第 3 章 将来像と施策の方向性</b> . . . . .	<b>15</b>
1. 目標とすべき将来像 . . . . .	16
2. 基本方針 . . . . .	17
3. 市民・事業者・市の役割 . . . . .	18
<b>第 4 章 基本方針に基づく施策展開</b> . . . . .	<b>19</b>
1. ごみの投棄対策 . . . . .	23
2. まちの景観保全対策 . . . . .	42
3. 放置自転車対策 . . . . .	57
4. 花と緑の美化活動 . . . . .	61
<b>第 5 章 行動計画の推進</b> . . . . .	<b>67</b>
1. 行動計画の推進体制 . . . . .	68
2. 行動計画全体の評価及び見直し . . . . .	68
<b>資料編</b> . . . . .	<b>71</b>
1. つくば市きれいなまちづくり条例 . . . . .	72
2. きれいなまちづくり重点地区 . . . . .	78
3. 用語解説 . . . . .	84



# 第1章

## 行動計画の基本的事項

1. 行動計画策定の背景と目的 . . . . .	2
2. 行動計画の位置づけと役割 . . . . .	3
3. 行動計画の構成 . . . . .	3
4. 行動計画の対象 . . . . .	4
5. 行動計画の期間及び評価 . . . . .	4



### 1. 行動計画策定の背景と目的

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然に囲まれています。また、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする整備されたまちなみもあり、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

さらに、都心と本市を結ぶつくばエクスプレスや高速道路網などにより、定住や交流人口の増加が進んでいます。

本市では、一部による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置、人目につかない場所への不法投棄などを防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、平成 19 年（2007 年）11 月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を具体的な行動に移すための指針として、平成 20 年（2008 年）1 月に策定され、市民・事業者・市の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。様々な施策を展開し、市民・事業者による積極的な取組が定着しつつあります。しかし、ボランティアの高齢化やボランティア活動の担い手不足による課題も顕在化しています。また、交通利便性の高い地域ではボランティアによる活動が活発であるのに対し、そのほかの地域では活動に参加する人を集めにくい等の地域差があることも課題となっています。

令和 12 年（2030 年）に向け国連が合意した SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた 17 の目標には、目標 11 に持続可能なまちづくりがあり、そこには、“地域の人たちが参加し、誰もが将来にわたり暮らしやすいまちをつくるための力を高める。”とあります。

本市においても、SDGs の考え方を取り入れ、社会情勢の変化への対応、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第 6 次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。本行動計画に基づききれいなまちづくりを推進していきます。



## 2. 行動計画の位置づけと役割

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

### ■つくば市きれいなまちづくり条例（抜粋）

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等<sup>注</sup>及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

注) 市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。」(条例第2条(1))となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

## 3. 行動計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取組が実施されることが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議）が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

## 4. 行動計画の対象

つくば市の美しい環境と住みやすさを維持・向上させるため、市民生活に直結する以下の事項を本行動計画が定める対象とします。

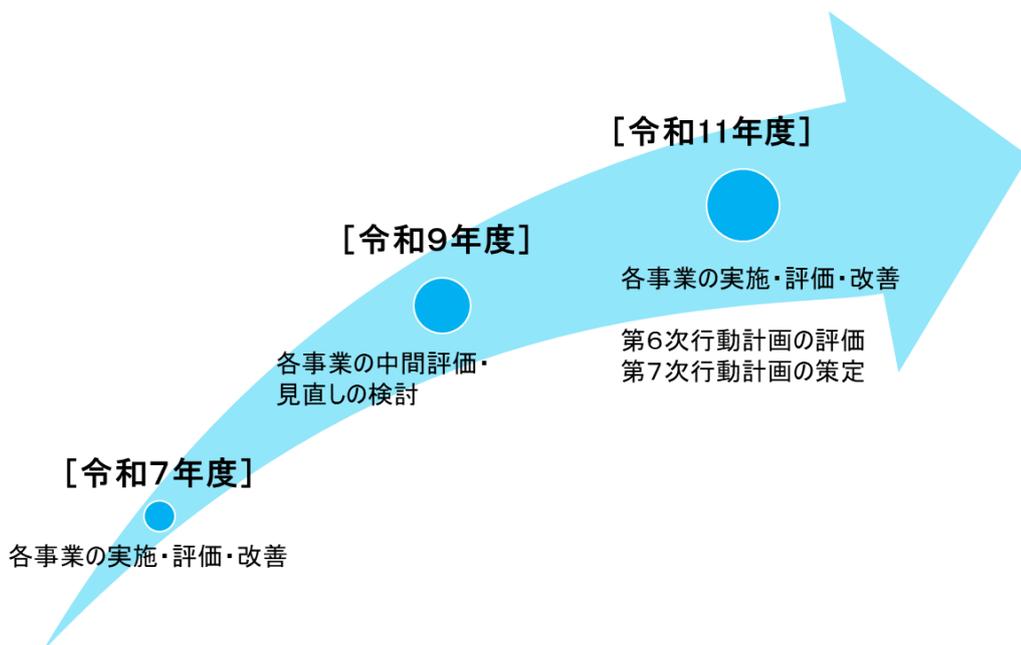
- ごみの投棄対策
- まちの景観保全対策
- 放置自転車対策
- 花と緑の美化活動

注) ただし、「つくば市きれいなまちづくり行動計画（第1次）」にある歩行喫煙対策に関する事項については「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」（平成23年4月1日施行）で対応します。

## 5. 行動計画の期間及び評価

本行動計画の期間は、令和7年（2025年）4月から令和12年（2030年）3月までとします。毎年度、事業ごとに Plan（計画策定）、Do（施策実行）、Check（評価・確認）、Action（改善）を図り、目標達成を効果的に進めていきます。

また、令和9年度（2027年度）には、中間評価を実施し、計画の進捗及び社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。



# 第2章

## 環境の現況

1. 環境を取り巻く社会情勢の変化	6
2. 環境に関する市民意識	8
(1) 調査の概要	8
(2) 事業に対する認知度	9
(3) 事業に対する満足度・重要度	10
(4) 本市の将来像	11
(5) きれいなまちづくり活動の周知	12
(6) 属性別の分析	13
(7) アンケートからみた評価	14



## 1. 環境を取り巻く社会情勢の変化

### ①本市の地勢

本市の人口は、つくばエクスプレスの開業やその沿線の市街地整備を受けて、平成 17 年(2005 年)には 20 万人を超え、現在では約 25 万 7 千人となっています。また、世界的な科学技術開発拠点として多数の研究・教育機関が集積していることから、研究者や留学生など多くの外国人が居住するとともに、国際会議や研修等を目的に世界から様々な人が集い、異なる文化交流が生まれる国際都市となっています。

茨城県の南西部、首都東京から北東に約 50km、成田国際空港から北西に約 40km の距離に位置し、都心部や海外へのアクセスが比較的容易です。

南北に流れる小貝川、桜川等の河川は、周辺の平地林、畑地や水田等と一体となって落ち着いた田園風景を形成し、それらが生み出す豊富な農産物は地産地消型の持続可能な食糧生産の可能性を秘めています。

このような背景から、平成 25 年(2013 年)に国より「環境モデル都市」に選定され、先進的な環境モデルへの取組を推進しました。令和 2 年(2020 年)には本市の特徴を活かした持続可能都市を将来像に掲げ、「第 3 次つくば市環境基本計画」を策定し、将来の世代に本市の豊かな恵みを引き継げるように環境保全の取組を進め、SDGs の考え方を踏まえて持続可能なまちづくりを推進します。



## 第2章 環境の現況

### ②持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ）は、略してSDGs（エス・ディー・ジーズ）と呼ばれています。

この目標は、地球上の誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和12年（2030年）までに国際社会が達成すべき目標であり、17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsは、発展途上国だけではなく先進国を含む全ての国が取り組む目標であり、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決することをめざしています。また、17のゴールは互いに関連し合っており、1つの行動によって複数の課題の解決をめざすという特徴を持っています。

本市においても、SDGsの理念を踏まえたうえで、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けて各種の施策に総合的に取り組むこととしています。



### ③新型コロナウイルス感染症の流行

全国的な傾向をみると、令和2年（2020年）から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的な規模で長期化し、人々の生命が脅かされるとともに、国内外における移動制限など様々な制約によって経済活動は停滞し、社会環境が急速に変化しました。こうした状況の中、人々においても、行動、意識、価値観などが大きく変わり、日常生活においても、これまでになかった働き方や暮らし方など「新しい生活様式」へと移行しています。

本市でも、これまで行われてきた市やボランティア等の事業や取組について、感染症の広がりによって対外活動等の側面から停滞しました。

## 2. 環境に関する市民意識

### (1) 調査の概要

#### 1. 調査の目的・背景

第6次計画の策定にあたり、市民の皆様の考えを反映するため、第5次計画の事業評価や本市の将来像、計画推進に向けた取組の意向を把握するために調査を実施しました。

#### 2. 調査概要

調査対象	住民基本台帳から無作為抽出したつくば市在住の15歳以上の方2,000人
調査方法	調査票を郵送し、郵送かwebでの回答
調査期間	令和6年7月5日から7月22日
回答数(率)	469件(23.5%)

#### 3. 第5次計画の事業一覧

##### 1 ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業(道路環境美化ボランティア)
- (3) アダプト・ア・パーク事業(公園里親制度)
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 飼い犬のふん放置対策事業

##### 2 まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業

##### 3 放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業
- (2) 自転車等放置場の整備事業

##### 4 花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民参加事業
- (2) 花と緑の環境美化コンクール
- (3) 花と緑の啓発事業

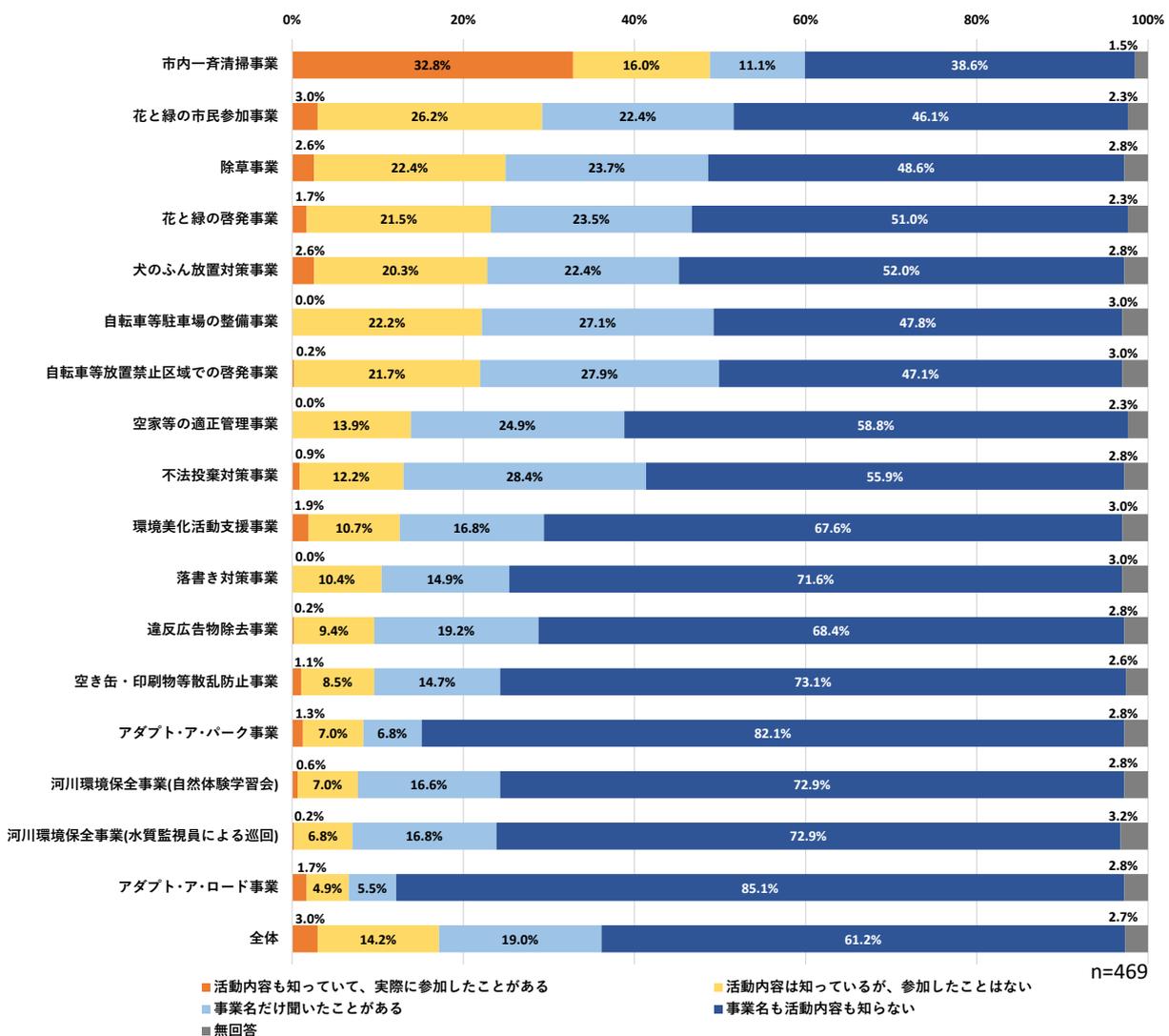
2. 環境に関する市民意識

(2) 事業に対する認知度

事業全体の認知度は、「事業内容も知っていて、実際に参加したことがある」が3.0%、「活動内容は知っているが、参加したことはない」が14.2%、「事業名だけ聞いたことがある」が19.0%、「事業名も活動内容も知らない」が61.2%となっており、全体的に認知度が低くなっています。

市内一斉清掃事業が「活動内容も知っていて、実際に参加したことがある」と回答した割合が32.8%となっており、他事業と比較して著しく高くなっています。

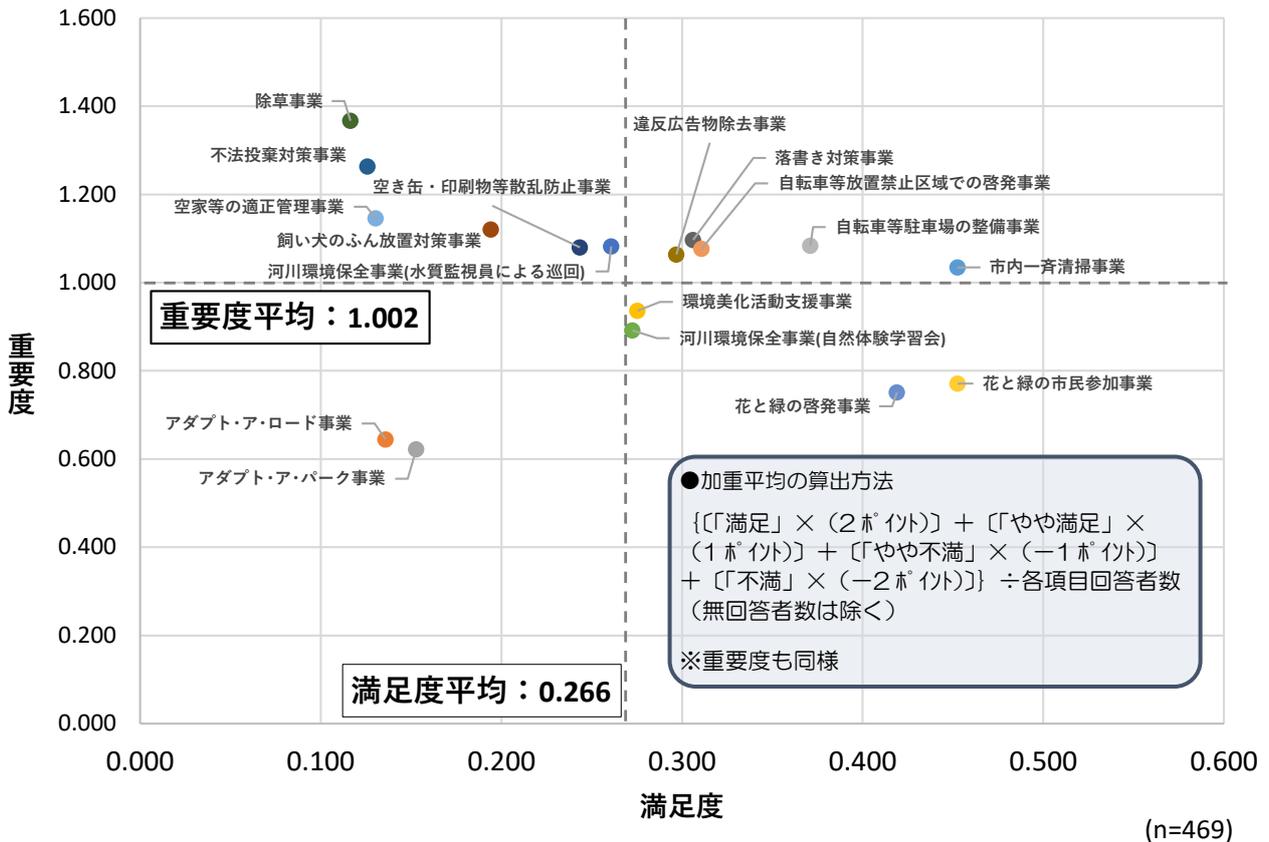
「活動内容も知っていて、実際に参加したことがある」、「活動内容は知っているが、参加したことはない」を合計したものを『認知度』としてみると、全体と比較して飼い犬のふん放置対策事業、除草事業、自転車放置禁止区域等での啓発事業、花と緑の市民参加事業などで上回っています。市民が生活する中で直接、影響を受けやすい分野で認知度が高くなっている傾向があります。また、市内一斉清掃事業を除く事業については、認知度が10~50%と振れ幅があるため、事業ごとに市民への周知方法や支援方法を検討する必要があります。



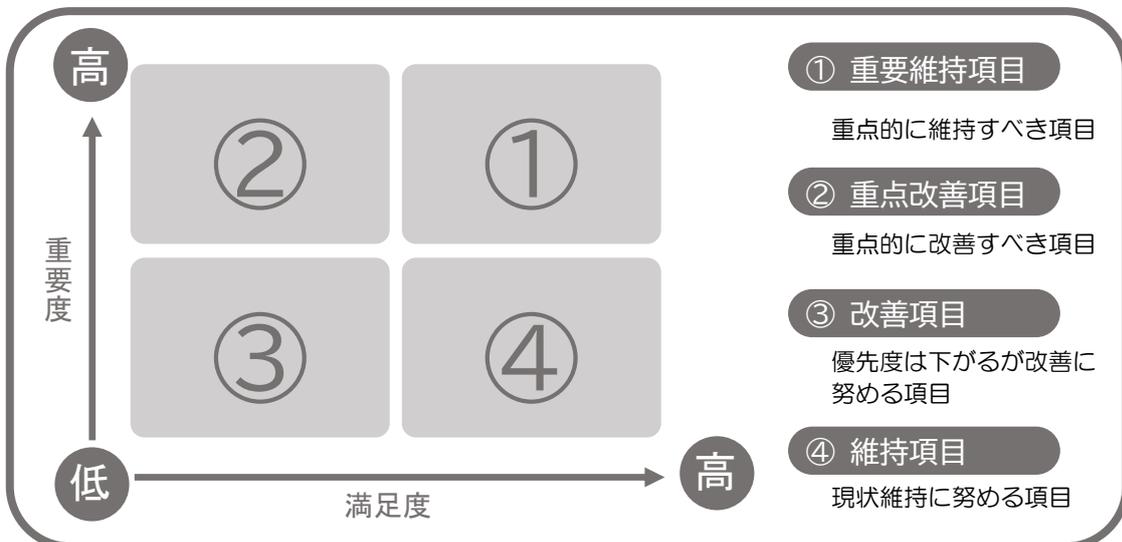
2. 環境に関する市民意識

(3) 事業に対する満足度・重要度

事業ごとの満足度・重要度の分布は、重点的に維持すべきと考えられる（満足度と重要度がともに高い）事業は5事業あり、「市内一斉清掃事業」については特に満足度が高くなっています。重点的に改善すべきと考えられる（満足度が低く、重要度が高い）事業は6事業あり、「除草事業」については満足度が低く、重要度が高くなっている事業となっています。



■ マトリクス図の見方



2. 環境に関する市民意識

(4) 本市の将来像

本市の将来像についてみると、「緑豊かなゆとりある都市環境が形成されたまち」が38.8%と最も高くなっています。次いで、「ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち」が36.2%、「きれいな街並みや公園が整備され、多くの人を訪れたいまち」が33.5%、「きれいな状態が保たれており、子どもが安心して遊べる公園があるまち」が30.7%となっています。



※1人3つまで回答可

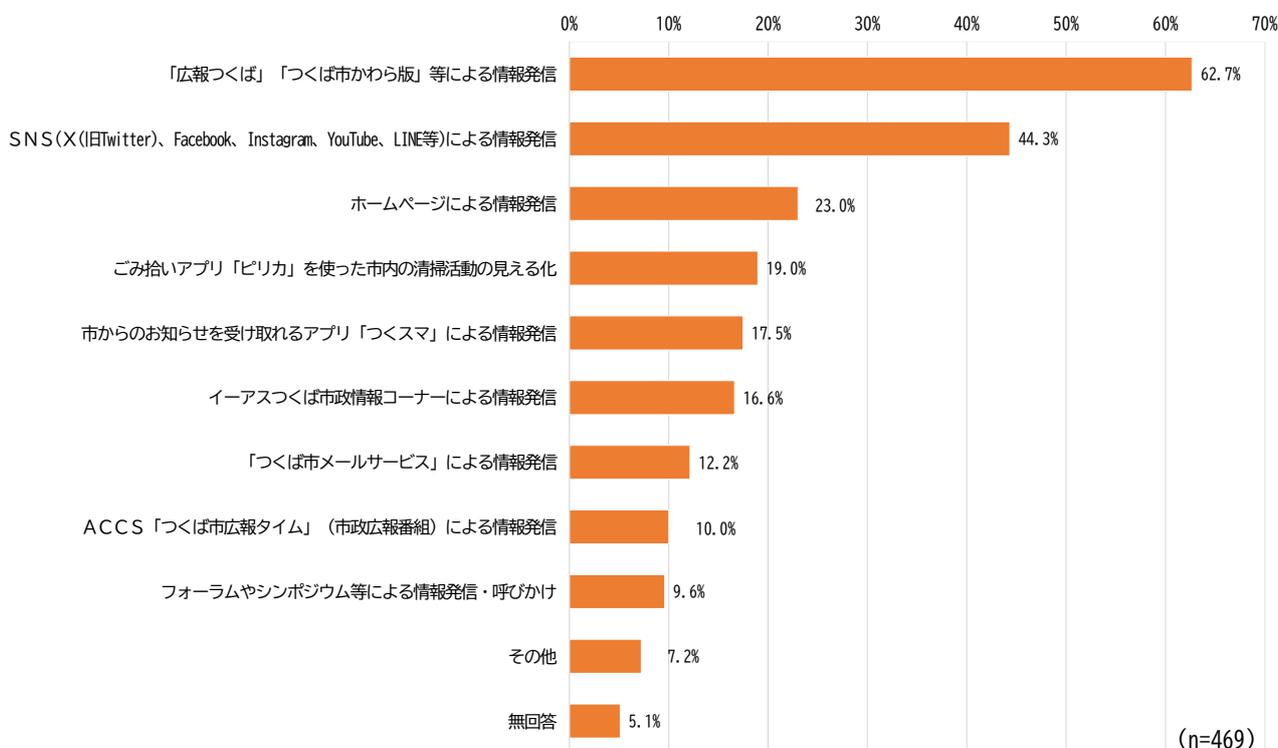


2. 環境に関する市民意識

(5) きれいなまちづくり活動の周知

きれいなまちづくり活動を広めるために有効だと思うことをみると、『広報つくば』『つくば市かわら版』等による情報発信が62.7%と最も高くなっています。次いで、「SNS(X(旧Twitter)、Facebook、Instagram、YouTube、LINE等)による情報発信」が44.3%、「ホームページによる情報発信」が23.0%、「ごみ拾いアプリ「ピリカ」を使った市内の清掃活動の見える化」が19.0%となっています。

世代別にみると、30歳代未満ではSNSやメール、商業施設での情報発信を有効と考えている割合が高く、それ以外の世代では広報つくば等の従来の方法が情報を受け取りやすいという傾向を示しています。



※1人3つまで回答可



2. 環境に関する市民意識

(6) 属性別の分析

市民意識調査において、各施策を年齢別、居住地域別の傾向でみた結果を下表に示します。

●各施策からみた視点	
1	<p><u>ごみの投棄対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「60歳代」及び「70歳代」については、ボランティアとしての参加意向では市内一斉清掃が特に高くなっているのに対し、「30歳未満」では低くなっている傾向があります。</li> <li>・「60歳以上」については、道路や公園の清掃活動、美化活動についてはボランティアとしての参加意向が低くなっている傾向があります。</li> <li>・豊里地区、筑波地区、荃崎地区において、市内一斉清掃事業のボランティア活動に参加したいという傾向が高くなっています。</li> <li>・谷田部地区や桜地区において、公園の清掃活動や美化活動にボランティアとして参加したいという傾向が高く、特につくばエクスプレス沿線はその傾向が高くなっています。</li> </ul>
2	<p><u>まちの景観保全対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「50歳以上」については、空家や空き地等の適正管理に関する意識が高い傾向があります。きれいなまちづくりにおける市民の役割も空家等の項目が高くなっています。持家保有が高い世代と関連があると考えられ、樹木の枝や草刈りの適正管理における役割の項目についても他世代と比較して特に高くなっています。</li> <li>・大穂地区では、景観保全対策として空き缶・印刷物等散乱防止のため、自動販売機にポイ捨て啓発シールの貼付やビラ・チラシ配布事業に対する呼びかけが有効と考えている割合が高い傾向にあります。</li> </ul>
3	<p><u>放置自転車対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「20歳未満」については、放置自転車対策等に関する意識が高くなっています。また、きれいなまちづくりにおける市民の役割も他世代と比較して特に高くなっています。</li> <li>・つくばエクスプレス沿線の地区である谷田部地区や桜地区については、放置自転車対策の関心が比較的高く、違法駐輪車の撤去や自転車等駐車場の整備を有効と考えている割合が高い傾向にあります。</li> </ul>
4	<p><u>花と緑の美化活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「30歳未満」については、つくばセンター広場周辺の花壇づくり等の公共スペースでの活動に対する参加意欲が高い傾向にあるが、「60歳以上」では自宅周辺の花壇づくりへの参加意欲が高い傾向にあるため、年齢に合わせた活動が求められると考えられます。</li> <li>・「60歳以上」では、区会の花壇づくりにおける参加意欲が「50歳未満」と比較してかなり高くなっています。区会の活動が若い世代にあまり浸透していないことが考えられます。</li> <li>・豊里地区、筑波地区、荃崎地区、大穂地区において、区会の花壇づくりボランティアとして参加してみたいという傾向が高く、谷田部地区、桜地区、豊里地区では、公園の花壇づくりをボランティアとして参加してみたい傾向が高くなっています。</li> </ul>

### 2. 環境に関する市民意識

#### (7) アンケートからみた評価

事業全体において認知度が低い状況となっています。満足度・重要度については、認知度やアンケートの回答率が低いものの、各事業に対する市民からの評価を確認することができました。

「事業名も活動内容も知らない」と回答した方に注目して満足度・重要度をみると、多くの事業で満足度が「どちらともいえない」と回答している割合が高くなっている割合が多くなっており、市民に対して各事業の取組内容を十分に周知できていないことが考えられます。

重要度では満足度同様に「どちらともいえない」の割合が高くなっていますが、「重要」、「やや重要」と回答している割合も高くなっている特徴があります。

活動内容の周知等を各事業で積極的に行い、行動計画における意識を醸成し、市民の意向をより把握できるようにすることが求められます。

今後は、継続的に市民意識調査を実施することで、市民の事業に対する認知度や満足度・重要度の進行状況を把握することができ、また、各事業の認知度や参加率が向上することが期待できるため、アンケート結果を取り入れた事業の周知方法や取組を進めていくことを検討していきます。



# 第3章

## 将来像と施策の方向性

1. 目標とすべき将来像 . . . . .	16
2. 基本方針 . . . . .	17
3. 市民・事業者・市の役割 . . . . .	18



## 1. 目標とすべき将来像

# 市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

本市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市民・事業者・市の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。本市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。本市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを推進します。



## 2. 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

### I. きれいなまちづくりのための活動の推進

市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「まちの景観保全」「放置自転車」「花と緑の美化」に関する対策・活動を横断的に進めます。

### II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

市は、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。

### III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援

市は、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。

### IV. 市民・事業者・市の相互の連携

市は、市民や事業者と情報交換を行い、市民・事業者・市の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。

## 3. 市民・事業者・市の役割

市民・事業者・市は、きれいな生活環境を保持するため、以下のような役割を果たすよう努めていきます。

### 市民の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努めます。
- 屋外で自ら生じさせた空き缶等のごみは持ち帰るか、又は、適切に回収容器や吸い殻入れ等へ収納します。
- 公共の場所及び他人が所有又は管理する場所に自転車等を不法に放置しません。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力します。
- 所有、占有、管理している土地に空き缶等のごみが捨てられないように適切な措置を講じます。
- 家庭からのごみは適切に分別を行って決められた日に出します。

### 事業者の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努めます。
- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講じます。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力します。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しません。
- 法律に従って、ごみを適切に処理します。
- 従業員の環境意識の向上に努めます。

### 市の役割

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- フォーラムやシンポジウムを開催し、環境美化意識を高めます。
- 環境美化活動に対して支援や表彰を行います。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行います。
- 環境美化活動に取り組む市民や事業者に対して、情報の収集・発信を行います。
- 近隣市町村との連携を図り、情報交換に努めます。

# 第4章

## 基本方針に基づく施策展開

第5次行動計画の実績総括及び今後の方向性	20
基本方針に基づいた施策	22
1.ごみの投棄対策	
(1) 市内一斉清掃事業	23
(2) アダプト・ア・ロード事業（道路環境美化ボランティア）	25
(3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）	28
(4) 環境美化活動支援事業	31
(5) 河川環境保全事業	35
(6) 不法投棄対策事業	37
(7) 飼い犬のふん放置対策事業	40
2.まちの景観保全対策	
(1) 落書き対策事業	42
(2) 違反広告物除却事業	45
(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業	48
(4) 除草事業	51
(5) 空家等の適正管理事業	53
(6) 自然学習事業	56
3.放置自転車対策	
(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業	57
(2) 自転車等駐車場の整備事業	59
4.花と緑の美化活動	
(1) 花と緑の市民協働事業	61
(2) 花と緑の啓発事業	63
第5次計画で終了する事業一覧	
(1) 河川環境保全事業（自然体験学習会）	65
(2) 花と緑の環境美化コンクール	66



第5次行動計画の実績総括及び今後の方向性

第5次行動計画で定めた事業における指標の達成状況、第6次行動計画の策定に向けた今後の方向性を一覧で整理しました。

今後の方向性については、目標の達成状況や事業の必要性等に応じて、継続の有無と今後の事業方針を示しています。第6次行動計画では、2つの事業を終了し、1つの事業を新たに開始します。

1. ごみの投棄対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 市内一斉清掃事業	一斉清掃の実施回数	一部未達成	継続	新しく開発され、コミュニティなどがない地域での定着方法を検討する。成果指標は継続する。
(2) アダプト・ア・ロード事業 (道路里親制度)	参加団体数	一部未達成	継続	新規参加団体を増やし、市内での活動範囲を広げる。成果指標は継続する。
	参加人数			
(3) アダプト・ア・パーク事業 (公園里親制度)	参加団体数	一部未達成	継続	新規参加団体、参加人数を増やすための周知方法を検討し、また、管理公園数の増加も目指す。成果指標を見直す。
	参加人数			
(4) 環境美化活動支援事業	活動参加延べ人数	一部未達成	一部修正	活動参加者を増加させるための周知方法を検討する。成果指標を追加する。
(5) 河川環境保全事業 ・水質監視員による巡回 「事業終了」 河川環境保全事業 ・自然体験学習会	巡回延べ人数	達成	継続	新たな監視員の確保の仕方を検討し、巡回を実施する。成果指標は継続する。
	稚魚放流の実施回数	一部未達成	終了	環境学習を行う新規事業の中で実施するため、事業を終了する。
(6) 不法投棄対策事業	不法投棄年間再発防止率	達成	一部修正	防犯・環境美化サポーターによる巡回や不法投棄の注意喚起を継続して実施する。成果指標を見直す。
(7) 飼い犬のふん放置対策事業	参加団体数	未達成	継続	啓発手段の見直しも視野に入れて、事業を継続する。成果指標は継続する。
	ふん放置解消率			

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### 2. まちの景観保全対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 落書き対策事業	巡回日数	達成	継続	落書きされる場所の傾向を把握し、重点的な巡回などを実施する。成果指標は継続する。
(2) 違反広告物除却事業	パトロールの実施日数	一部未達成	継続	実績値に応じて目標値を見直し、新規のボランティア団体の増加を図る。成果指標は継続する。
(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業	巡回日数	達成	継続	自動販売機の適正管理指導により空き缶や吸い殻のポイ捨てを防止する。成果指標は継続する。
(4) 除草事業	雑草繁茂地改善率	未達成	継続	適正管理通知の発送、所有者宅への訪問などの対策を継続する。成果指標は継続する。
(5) 空家等の適正管理事業	管理不全な空家等の所有者に対する行政指導	—	一部修正	行政指導、空家等の有効活用の促進を継続する。成果指標は実績としていたが改めて追加する。
(6) ≪新規事業≫ 自然学習事業	自然学習実施回数	—	新規	自然環境を活用した環境学習を実施する。

### 3. 放置自転車対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業	撤去巡回数	達成	継続	放置自転車の撤去、適正な駐車方法の指導啓発を継続するとともに、効果的な啓発事例を検討する。成果指標は継続する。
(2) 自転車等駐車場の整備事業	順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	—	一部修正	駐車場の利用台数や利用率を分析し、必要に応じて駐車場を整備する。成果指標は実績とする。

### 4. 花と緑の美化活動

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 花と緑の市民参加事業	つくばセンター地区花壇設置箇所数	達成	一部修正	市の行事や団体の活動から市民協働の活動へと広げるため、継続して取り組む。つくばセンター地区花壇の撤去に伴い、同地区の花壇設置箇所数に関する指標は終了する。
	花苗配布団体数	達成		
(2) ≪事業終了≫ 花と緑の環境美化コンクール	応募団体数	達成	終了	茨城県が主催する花と緑の環境美化コンクールが廃止となったため事業を終了する。
(3) 花と緑の啓発事業	花苗等配布回数	一部未達成	継続	花苗配布は継続して行うが、配布に適したイベントを検討する。成果指標を見直す。

## 基本方針に基づいた施策

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像 市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

### 基本方針

きれいなまちづくり  
のための活動の推進

きれいなまちづくり  
のための意識の啓発

きれいなまちづくり  
のための自発的な  
活動に関する支援

市民・事業者・市の  
相互の連携

### 施策

### 事業

#### 1 ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業（道路環境美化ボランティア）
- (3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 飼い犬のふん放置対策事業

#### 2 まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業
- (6) 自然学習事業

#### 3 放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業
- (2) 自転車等駐車場の整備事業

#### 4 花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民協働事業
- (2) 花と緑の啓発事業

1. ごみの投棄対策

(1) 市内一斉清掃事業

① 事業概要

事業の目的	市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識の向上を図ります。
事業の内容	●市が市広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかけ、ごみの回収実績等をホームページ等で報告します。 ●市民が道路沿い等の美化活動を実施します。
実施期間	6月と12月の第1日曜日（年2回）
対象地域	市内全域

② 現状と課題

年2回の市内一斉清掃は回覧などで広報を行い、継続的に実施されています。令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していました。令和4年度（2022年度）から再開し、新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前に実施していた6月と12月の第1日曜日に市内一斉清掃を実施しています。また、市内一斉清掃は多くの市民へ定着してきています。

市内一斉清掃が定着してきている地域では、回収量からも積極的な参加が見受けられますが、新しく開発された地域でコミュニティなども形成されていない地域において、どのように参加を呼びかけ、定着させていくかが課題となっています。



■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一斉清掃の実施回数 (回/年)	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	2	2	-
区会回覧数(回)	実績値	2	2	2	2	-
ごみ回収量(kg)	実績値	0	0	16,420	20,480	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区会回覧、市広報紙及びホームページで参加を呼びかけます。</li> <li>●6月と12月の年2回開催します。</li> </ul>	事業を中止しました。
令和3年度		事業への参加を呼びかけ、6月と12月に事業を実施しました。
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度		

### ③ 年度ごとの取組目標

市内一斉清掃は多くの地域で定着してきているため、今後も継続して実施していきます。より多くの市民参加を促し、市内をきれいに保つことで、ごみを捨てづらい環境を整備していきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年2回、6月と12月に市内一斉清掃を実施します。</li> <li>●参加者を増やすため、SNS等を活用した周知により、参加を呼び掛けます。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一斉清掃の実施回数(回/年)	目標値	2	2	2	2	2
<b>参考指標</b>						
ごみ回収量(kg)						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙、ホームページ、SNS等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>●市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、ホームページで報告します。</li> <li>●他事業と連携し、ごみのポイ捨て行為の減少を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加します。</li> <li>●ごみ集積所とその周辺を清潔に保ちます。</li> <li>●日頃から自宅や事業所周辺の清掃を実施します。</li> </ul>

1. ごみの投棄対策

(2) アダプト・ア・ロード事業

(道路環境美化ボランティア)

① 事業概要

事業の目的	市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行います。</li> <li>●市は活動に対して清掃用具の支援やごみの回収等を行います。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域の市道

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルスによる影響もあり、活動人数が減少しましたが、アダプト団体の協力により、快適な道路空間の整備を実施できています。

本事業については、本市での認知度がまだ低いため、広報活動を定期的に行い、認知度を高めていき、参加団体及び人数を増やしていくことが課題となっています。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数（団体/年）	目標値	24	25	26	27	28
	実績値	18	20	26	27	-
参加人数（人/年）	目標値	419	424	429	434	439
	実績値	292	252	308	335	-



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●市民に広く道路美化事業を知ってもらうため、ホームページを改善します。	●市民に広く道路美化事業を知ってもらうため区会回覧を検討し、担当部署と調整を行いました。ホームページの改善については、時間をかけてでもわかりやすいページの作成を目指すこととしました。
令和3年度	●事業継続に向け、年度末に参加団体との意見交換会を実施します。	●認知度を向上するため、区会回覧を実施。意見交換会については新型コロナウイルスのため見送りました。
令和4年度	●2年目の意見交換会で改善点が出た場合、実行できるか検討する。改善点が出なかった場合は、2年目と同様の意見交換会を実施します。	●事業紹介及び加入を検討してもらうため、企業訪問（工業団地）を実施しました。 さらに、団体が参加しやすくするために要綱を改正し、構成員の数を5人から2人に変更しました。
令和5年度	●3年目で改善点が出た場合、その改善点を実行します。改善点が出なかった場合は、2年目と同様に意見交換会を引き続き行い、同事業の運営を円滑に行います。	●QRコードの作成と配布を行い、アダプト・サインに張り付けてもらうことで認知度向上を図りました。 さらに、事業の周知及び参加団体を増やす目的でSNS等での動画配信を予定しており、活動団体の協力のもと、動画を撮影しました。
令和6年度	●第6次計画に向け、改善点がないかどうか検討します。	- （※年度末に実績を記入）



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

事業の周知を広く行って認知度を高めていき、参加団体数を増やして市内での活動範囲を広くしていくことで、市民と市が一体となって快適で美しい道路環境づくりを推進していきます。

年	内容
1年目（令和7年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業についてホームページやSNS等で情報の発信をして、事業の周知及び参加団体を増やします。</li> <li>●事業加入及び継続の簡略化を行うために、申請等手続きの電子化を進めます。</li> </ul>
2～5年目（令和8～11年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業についてホームページやSNS等で情報の発信をして、事業の周知及び参加団体を増やします。</li> <li>●団体数が増えてきたら、市から参加団体にアンケートを行い、現状の課題や改善点を共有し、快適な環境美化活動を行えるように支援していきます。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数（団体/年）	目標値	29	30	31	32	33
参加人数（人/年）	目標値	339	341	343	345	347

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームページやSNS等での事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>●アダプト・ア・ロード（道路環境美化ボランティア）参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>●清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> <li>●アダプト・サイン（表示板）を付与します。</li> <li>●他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アダプト・ア・ロード（道路環境美化ボランティア）に参加します。</li> <li>●屋外で出したごみは、分別し、適切な方法で処理します。</li> </ul>

1. ごみの投棄対策

(3) アダプト・ア・パーク事業(公園里親制度)

① 事業概要

事業の目的	市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報、植栽の企画提案及び実施等の愛護活動を行います。</li> <li>●市は活動に対して清掃用具の支援やごみの回収等を行います。</li> <li>●ホームページなどで周知活動を行います。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域の公園

② 現状と課題

令和5年度(2023年度)に要綱を改正(団体の最低必要人数を5人から2人へ緩和)し、参加へのハードルを低くしました。また、ボランティア団体の高齢化により参加団体が減少していますが、30~40歳代を中心とした団体も増加傾向となっており、全体として増加傾向となっています。

今後、ホームページや窓口での広報を継続し、比較的若い世代にも本事業の興味を持ってもらいたいため、利用者の多い公園での周知活動など登録団体を増やせるような活動を実施する必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数(団体/年)	目標値	37	38	39	40	41
	実績値	35	39	41	51	-
参加人数(人/年)	目標値	1,147	1,152	1,157	1,162	1,167
	実績値	1,187	1,232	869	1,023	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案（花壇や樹種）、施設確認等の施設を管理します。	●公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案（花壇や樹種）、施設確認等の施設管理を実施しました。 (※令和6年度は年度末に実績を記入。)

### ③ 年度ごとの取組目標

多くの市民が、アダプト・ア・パーク活動により、公園への愛護意識を高揚させ、環境美化の醸成を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アダプト・ア・パーク活動団体の要望等を確認し、各団体が継続的に活動できるよう支援します。</li> <li>●樹木や花など「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上に取り組み、環境や社会に対する貢献の実績と成果をあげている団体等を表彰し、快適で地球に優しい生活環境の創出を推進します。</li> <li>●ホームページやチラシなどの周知活動を実施します。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数（団体/年）	目標値	53	54	55	56	57
管理公園数（箇所）	目標値	86	87	88	89	90
<b>参考指標</b>						
参加人数（人/年）						



⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やホームページ等での事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>● アダプト・ア・パーク（公園里親制度）参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>● 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> <li>● アダプト・サイン（参加団体名）を設置します。 ※希望団体のみ</li> <li>● 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li> <li>● 表彰制度に参加団体を推薦します。</li> <li>● 不当投棄防止の看板を希望者に無料で配布します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アダプト・ア・パーク（公園里親制度）に参加します。</li> <li>● 空き缶やごみ等の収集、除草、清掃を実施します。</li> <li>● 植栽の企画提案（植樹・花壇づくりなど）を実施します。</li> <li>● 公園施設の破損等をつくば市へ通報します。</li> <li>● 公園等の愛護活動に関して必要なことを行います。</li> </ul>

コラム

アダプト・プログラム

アダプト・プログラムは、市民と自治体が協働で進める「まち美化プログラム」です。

アダプト（adopt）とは英語で「養子縁組する」という意味で、道路や公園等の一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民や企業が里親となって養子の美化（清掃等）を行い、自治体がこれを支援する制度です。



市民及び事業者とつくば市が互いの役割分担を定め、両者が協働で環境美化を推進します。

市民及び事業者の役割	清掃・美化活動、活動報告
市の役割	清掃用具の提供、ボランティア保険への加入、アダプト・サイン（表示板）の貸与、ごみ回収 等

1. ごみの投棄対策

(4) 環境美化活動支援事業

① 事業概要

事業の目的	環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進します。
事業の内容	●公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により活動人数が大幅に減少しましたが、令和4年度（2022年度）以降は、広報活動や企業への呼びかけ等の取組により、目標値を大きく上回る実績となっています。

今後も活動人数の増加を図るため、区会回覧、SNS等による広報活動や、継続活動案内文の送付などの取組を積極的に行います。また、つくば de まちピカプロジェクト※の周知や継続活動者への表彰等で、活動者のモチベーションを高めることが重要です。

※34 ページ コラム「つくば de まちピカプロジェクト」参照



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動参加延べ人数 (人/年)	目標値	10,000	10,250	10,500	10,750	11,000
	実績値	4,455	9,848	12,860	13,321	-
美化活動申請団体数 (団体)	実績値	24	75	117	115	-
	団体	21	32	53	54	-
	個人	3	43	64	61	-
活動実施回数(回)	実績値	411	2,531	4,109	4,258	-
ごみ袋配布枚数(枚)	実績値	6,004	10,058	10,442	8,837	-

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績※
令和2年度	●市民・事業者からの申請に基づき、支援(物品支給等)を実施します。	-
令和3年度		-
令和4年度	●活動(支援内容等)周知のため区会回覧行います。 ●まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施します。 ※サイエンスコラボは令和5年度までのイベントとなっており、他イベントで参加団体の募集活動を検討。	●電子申請を導入しました。 ●SNS等で周知しました。 ●継続活動案内を通知しました。
令和5年度		●支援物資の利便性を向上しました。(つくば市環境美化活動要項の改正) ●継続活動案内を通知しました。 ●つくば市版ごみ拾いWEBサイトを開設しました。 ●継続活動者を表彰しました。
令和6年度		- (※年度末に実績を記入)

※第5次計画策定時の取組目標をすべて達成しています。新規の取組が多いため、第5次計画策定時の取組目標の内容に加え、新たに実施した取組のみを掲載しています。

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

市民が気軽に取り組める環境美化活動として、認知度向上に向けた広報活動を積極的に行います。また、つくばdeまちピカプロジェクトの周知により、活動者のモチベーションの向上を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施します。</li> <li>●活動（支援内容等）周知のため区会回覧を実施します。</li> <li>●つくばフェスティバル等のイベントにて参加団体の募集活動を実施します。</li> <li>●継続活動案内文を送付します。</li> <li>●継続活動者を表彰します。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活動参加延べ人数（人/年）	目標値	13,000	13,250	13,500	13,750	14,000
つくばdeまちピカプロジェクト 参加延べ人数（人/年）	目標値	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600
<b>参考指標</b>						
美化活動申請者数（申請者数）						
活動実施回数（回/年）						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙やホームページ等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>●参加者が円滑に活動を進められるよう、関係機関との連絡調整を行います。</li> <li>●清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境美化活動を実施します。</li> <li>●屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。</li> </ul>

コラム

つくば de まちピカプロジェクト

令和5年7月から、ごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」と連動した、つくば市版ごみ拾い活動ホームページ（つくば de まちピカプロジェクト）を開設しました。

この見える化ページでは、市内で清掃活動をした際、SNS アプリ「ピリカ」を活用して投稿されたごみ拾い活動の状況が自動的に集められ、どの地域でどんなごみが拾われているのか、市内全体の活動状況を見ることができます。



1. ごみの投棄対策

(5) 河川環境保全事業 水質監視員による巡回

① 事業概要

事業の目的	身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●水質監視員による巡回を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域の河川

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルスの影響でイベント等が中止となりましたが、水質監視員の巡視活動に関しては継続して取り組んだことにより、目標を達成しています。

水質監視員の高齢化により、年々委員の人数が減っており、実績値が減少傾向にあるため、新規会員の確保や若い世代への周知活動を実施していく必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回延べ人数（人/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	495	455	445	444	-
異常報告件数（件）	実績値	70	59	73	62	



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動を実施します。	●水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動を実施しました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

水質監視の巡回を継続し、取組のPRを積極的に行うことで、巡回回数と水質監視員の人数を維持します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●水質監視員による河川巡回、市イベントや配布物による啓発活動、河川清掃事業を実施します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回延べ回数(回/年)	目標値	240	240	240	240	240
<b>参考指標</b>						
異常報告件数(件/年)						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●公共水域の巡回を実施し、不法投棄の抑止を図ります。	●不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。

1. ごみの投棄対策

(6) 不法投棄対策事業

① 事業概要

事業の目的	不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共用地に不法投棄された廃棄物を回収します。</li> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。</li> <li>●警告看板、監視カメラ等を設置します。</li> <li>●市民・事業者との協力により、不法投棄防止を図ります。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによるパトロールや不法投棄の回収及び市広報紙を活用した不法投棄の注意喚起を促すとともに、不法投棄禁止看板を市民に無料配布するなど注意喚起を行っています。これらの取組により、目標を達成しています。

不法投棄回収量は、微減傾向となっておりますが、市民や事業者などと連携した監視や注意喚起を継続していく必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄年間再発防止率 (%)	目標値	85	90	90	90	90
	実績値	95	95	91	95	-
パトロール件数 (件)	実績値	354	355	347	353	-
回収件数 (件)	実績値	352	347	303	401	-
回収量 (kg)	実績値	19,766	17,389	14,470	14,060	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行います。</li> <li>●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去します。</li> <li>●市広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行いました。</li> <li>●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去しました。</li> <li>●市広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行いました。</li> </ul> <p>※令和6年度は年度末に実績を記入。</p>

### ③ 年度ごとの取組目標

市民や事業者と連携し、不法投棄の早期発見と迅速な対応を図ります。

廃棄物の適切な処理方法や環境への影響についての情報発信を重視します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行います。</li> <li>●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去します。</li> <li>●市広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行います。</li> <li>●ごみの出し方をごみ分別アプリ「さんあ～る」やSNSを利用し、周知します。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
パトロール日数(日/年)	目標値	350	350	350	350	350
<b>参考指標</b>						
回収件数(件)						
回収量(kg)						

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●ごみの出し方をごみ分別アプリ「さんあ〜る」やSNSを利用し周知します。</li><li>●公共用地に投棄された不法投棄物の撤去を行います。</li><li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを時間的、場所に隙間なく行い、不法投棄の抑止を図ります。</li><li>●不法投棄物の排出元調査等を行い、行為者の発見に努めます。</li><li>●不法投棄警告看板を市民等へ無料で交付し、行為者に対する警告及び市民への啓発を行います。</li><li>●県や警察、事業者と協力し、不法投棄の抑止を図ります。</li><li>●不法投棄の防止に関する先進的な取組について調査研究を行います。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●不法投棄の防止を図るため、所有地（管理地）を適正に管理します。</li><li>●不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。</li><li>●再利用を促進し、ごみの出し方のルールを徹底します。</li></ul>



1. ごみの投棄対策

(7) 飼い犬のふん放置対策事業

① 事業概要

事業の目的	飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙等で飼い犬のふんの持ち帰りについて啓発活動を行います。</li> <li>●飼い犬のふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行います。</li> <li>●イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行います。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

市広報紙等への記事の掲載やふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布により啓発活動をし、また、イエローカード作戦として希望団体に必要物資の配布を行いました。イエローカード作戦の参加団体は増加していますが、ふん放置の解消率は目標に達していません。

イエローカード作戦について、実施方法に否定的な意見も出ているため、啓発手段についての見直しも視野に入れながら事業継続をしていく必要があります。



■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数 (団体/年)	目標値	15	16	17	18	19
	実績値	9	15	16	17	-
ふん放置解消率 (%)	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	71	71	75	71	-

※ふん放置解消率の算出方法

イエローカード作戦の全参加団体に対して依頼しているアンケート結果を元としています。

- 1 おおいに効果があった
- 2 少しは効果があった
- 3 効果はなかった
- 4 どちらとも言えない
- 5 その他

の選択肢の中から「おおいに効果があった」及び「少しは効果があった」と回答した団体数の割合を「ふん放置解消率」としています。(無回答の団体も全体の数として含みます。)

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材を配布します。	●ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布しました。(ふん処理袋は飼い主に向けて配布しました。) ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

依然としてふんの放置解消に至らない地域もあることから、物品の配布等を継続し、犬の飼い主への啓発を行います。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●市民に啓発物品の配布等することにより、飼い犬のふんの放置解消を目指します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数(団体/年)	目標値	20	20	20	20	20
ふん放置解消率(%)	目標値	90	90	90	90	90

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙やホームページ等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図ります。</li> <li>●市広報紙やホームページ等でイエローカード作戦の事業内容を積極的にPRします。</li> <li>●イエローカード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>●イエローカード作戦に必要な用具等を支援します。</li> <li>●啓発看板等を作成し、希望者へ配布します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し、適正に処分します。</li> <li>●イエローカード作戦に参加します。</li> </ul>

2. まちの景観保全対策

(1) 落書き対策事業

① 事業概要

事業の目的	落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。</li> <li>●条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施します。</li> <li>●市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施します。</li> <li>●市民協働の落書き消去作業を実施します。</li> <li>●先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図ります。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによる巡回延べ日数は、目標を達成しています。また、落書きを早期発見し、管理者へ除去依頼を行うことで、景観の保持を図ることができています。

落書きは、サポーターによる現行犯での取り締まりは難しいですが、落書きされる場所は似たような傾向があるため、そのような場所のパトロールを重点的に実施することも必要と考えます。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回日数（日/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	354	355	347	353	-
落書き報告件数（件）	実績値	0	0	6	0	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。
令和3年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。
令和4年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。 ●管理者への落書き除去依頼を行いました。 ●市民協働の落書き消去作業を実施しました。
令和5年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。 ●市民協働の落書き消去作業を実施しました。
令和6年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	- (※年度末に実績を記入)

### ③ 年度ごとの取組目標

今後も、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、落書きの早期発見に努めます。

落書きされやすい傾向の場所について、パトロールを重点的に実施し、落書きを未然に防ぎます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。 ●管理者へ落書き除去依頼をします。 ●落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化の確認を行います。

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回日数（日/年）	目標値	350	350	350	350	350
<b>参考指標</b>						
落書き報告件数（件）						
落書き処理対応件数（件）						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施します。</li> <li>●落書きに関する情報を収集し、情報が寄せられた場合は速やかに対応します。</li> <li>●関係機関や管理者と連携し、落書きの消去・防止を図ります。</li> <li>●絵画制作等により落書きの防止を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●落書き行為を発見した場合は、市や警察へ報告します。</li> <li>●市が実施する落書き消し活動に参加します。</li> </ul>



2. まちの景観保全対策

(2) 違反広告物除却事業

① 事業概要

事業の目的	違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図ります。
事業の内容	●住民、行政、民間事業者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行います。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、ボランティア団体による実施日数も多く、目標値を達成しましたが、令和4年度（2022年度）以降は、簡易除却できる違反広告物の減少により、パトロールの実施日数が減少しています。

近年、違反広告物が減少傾向にあることを踏まえ、目標値と実績値の実情が合っていないため、目標値の検討をする必要があります。また、当事業において、地域を巡回するボランティア団体の役割は非常に大きいため、引き続き実施してもらえるよう必要な支援を行うとともに、新規団体の増加を図ることが必要です。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パトロールの実施日数 (日/年)	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	102	94	40	45	-
違反広告物の除却数 (枚/年)	実績値	160	151	80	84	-
ボランティア団体数(団体)	実績値	12	9	9	9	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反広告物除却パトロールの業務を委託します。</li> <li>●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施します。</li> <li>●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反広告物除却パトロールの業務を委託しました。</li> <li>●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施しました。</li> <li>●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行いました。</li> </ul> ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

違反広告物の設置自体も減少してきており、当事業の効果はあるため、今後も継続して違反広告物除却を行っていきます。

また、地域を巡回するボランティア団体に、引き続き実施してもらえるよう必要な支援を行っていくとともに、新規団体の登録についても、広報つくばに掲載し、募集を行っていきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反広告物除却パトロールの業務を委託します。</li> <li>●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施します。</li> <li>●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行います。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
パトロールの実施日数(日/年)	目標値	40	40	40	40	40

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●市広報紙やホームページ等で事業内容をPRし、積極的にボランティア団体の募集を図ります。</li><li>●ボランティア団体に、除却作業に必要な支援を行います。</li><li>●職員による巡回及び除却作業を実施します。</li><li>●委託業者による広域的な除却作業を実施します。</li><li>●市民や民間事業者と連携して対応します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●活動地域において、定期的に巡回及び除却作業を実施します。</li><li>●市と連携して、違反広告物を除却します。</li></ul>



2. まちの景観保全対策

(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業

① 事業概要

事業の目的	自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。</li> <li>●つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶・吸い殻等、散乱防止啓発シールの貼付等）を推進します。</li> <li>●公共の場所で、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導します。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによる巡回により、ステッカー未貼付の自動販売機を発見した場合は、管理者に対し適正管理指導を行っています。

また、受動喫煙禁止法の改正により、公共施設の禁煙化など、喫煙できる環境が減少していく傾向にあり、新たなたばこ自動販売機の設置は少ないと考えますが、吸い殻等のポイ捨ての防止に向け、自動販売機への散乱防止啓発ステッカーの貼布、防犯・環境美化サポーターによる巡回が必要であると考えられます。



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回日数（日/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	354	355	357	353	-
ステッカー未貼付報告件数（件/年）	実績値	0	0	5	1	-
印刷物散乱報告件数（件/年）	実績値	0	0	0	0	-

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、ステッカー未貼付自動販売機の管理者へ指導を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、ステッカー未貼付自動販売機の管理者へ指導を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

今後も、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導や印刷物等の散乱防止に取り組むことで、まちの景観の維持を図ります。

年	内容
1～5年目 （令和7～11年度）	●防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付自動販売機の管理者へ指導します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回日数（日/年）	目標値	350	350	350	350	350
<b>参 考 指 標</b>						
ステッカー未貼付報告件数（件/年）						
印刷物散乱報告件数（件/年）						

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図ります。</li><li>●公共の場所で、ビラやチラシなどの印刷物等が散乱している場合は、印刷物等配布者へ回収等処理の指導を行います。</li><li>●自動販売機の散乱防止責任者へ適正管理の指導を行います。</li><li>●自動販売機事業者による、たばこの吸い殻や空き缶等散乱防止啓発活動の実施を促します。</li><li>●空き缶等の回収、資源化等の指導を行います。</li><li>●自動販売機事業者の把握に努めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分します。</li><li>●印刷物等の散乱があった場合は、配布事業者の責任の下、回収します。</li><li>●ビラやチラシが捨てられていた場合は、市へ連絡します。</li><li>●自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。</li><li>●自動販売機に啓発シールを貼付します。</li><li>●消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。</li></ul>



2. まちの景観保全対策

(4) 除草事業

① 事業概要

事業の目的	空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図ります。
事業の内容	●空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施します。 ●雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。
実施期間	雑草繁茂地に所有者に対する指導：通年 あっせん業者による除草作業 (所有者等から申出があった場合のみ実施、費用は自己負担) ：年1回刈…8月頃実施、年2回刈…6月、10月頃実施
対象地域	市内全域

② 現状と課題

つくば市空き地除草条例に基づき、空き地の所有者へ適正管理通知を送付するとともに、改善に至らない空き地に関しては所有者宅へ訪問し改善を促しました。

雑草繁茂地の申し立て筆数は毎年度多いことから、適正管理通知の送付及び所有者宅への訪問を今後も継続して実施することが必要です。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
雑草繁茂地改善率※ (%)	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	72.4	80.5	75.4	64.4	-
空き地適正管理 依頼文送付数 (筆)	実績値	767	864	1,314	1,248	-
雑草繁茂地申し立て数 (筆)	実績値	450	583	756	559	-
除草工事数 (件)	実績値	1,590	1,526	1,395	1,318	-



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地所有者へ除草業者をあっせんします。</li> <li>●雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地所有者へ除草業者をあっせんしました。</li> <li>●雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導を行いました。</li> </ul> ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

適正管理の啓発・指導を継続し、改善率の上昇を目指します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●土地所有者へ除草業者をあっせんします。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導を行います。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
雑草繁茂地改善率(%)	目標値	85	85	85	85	85

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図ります。</li> <li>●雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所有地の除草作業などを定期的に行い、景観や生活環境の保全に配慮します。</li> <li>●近隣に雑草が繁茂した空き地がある場合には、市に連絡します。</li> </ul>

#### ※雑草繁茂地改善率の算出方法

$$\frac{\text{除草工事数(除草組合施行)} + \text{雑草繁茂地所有者による除草数}}{\text{雑草繁茂地申立て数(昨年度以前より継続分含む)}}$$

2. まちの景観保全対策

(5) 空家等の適正管理事業

① 事業概要

事業の目的	空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民から相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者等を調査特定し、助言、指導を行います。</li> <li>●当該空家等が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等と認定された場合には、同法に基づく措置を行います。</li> <li>●空家等の有効活用施策を実施します。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

つくば市空家等対策計画に基づき、施策を実施し、管理不全な空家等の改善や空家等の有効活用の促進を行い、地域の生活環境の保全と活性化を図りました。

空家等の所有者等による適切な管理の促進、空家等や除却跡地の利活用の促進に基づき適切な管理に向けた空家等の所有者等やその相続権者の意識の涵養・理解の増進を図るとともに、地域、事業者、行政の連携による相談体制の整備を図ること等が課題となっています。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数（件）	実績値	99	129	106	128	-
管理不全な空家等の対応完了件数（件）	実績値	51	44	40	46	-
管理不全な空家等の件数（件）	実績値	-	-	855	-	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家等無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催などを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家等無料相談会の開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用を随時実施しました。</li> </ul> ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

第2期つくば市空家等対策計画に基づき、施策を継続実施し、管理不全な空家等の改善や空家等の有効活用の促進を行い、地域の生活環境の保全と活性化を図っていきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理不全な空家等の所有者等に対して助言・指導を実施します。</li> <li>●当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。</li> <li>●空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用を随時実施します。</li> <li>●空家等無料相談会を開催します。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
空家活用補助金の交付件数(件)	目標値	3	3	3	3	3
<b>参考指標</b>						
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数(件)						
管理不全な空家等の対応完了数(件)						
管理不全な空家等の件数(件)						
空家バンク登録物件の成約件数(件)						
無料相談会の実施回数(回)						

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理不全な空家等の所有者等を調査特定し、助言・指導を行う。当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。</li> <li>●空家等の廃屋化予防の観点から空家等の所有者等を対象とした空家等無料相談会を開催します。</li> <li>●空家バンク制度により、空家等の有効活用を進めます。</li> <li>●空家活用補助金の交付をとおして、空家バンク制度を活用する方を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家等の適正な管理や有効利活用を行い、地域の生活環境の保全や活性化に努めます。</li> <li>●近隣に管理不全な空家等がある場合は、市に報告します。</li> <li>●空家等の活用・管理・処分・相続などの相談に空家等無料相談会を活用します。</li> <li>●空家等の売却や賃貸をしたい場合に空家バンク制度を活用します。</li> </ul>



## (6) 自然学習事業

## ① 事業概要

事業の目的	身近な自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●自然を利用した学習会を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

## ② 現状と課題

第5次計画では河川環境保全事業において自然体験学習会等の取組を行っていました。今後は、河川だけでなく自然全般に関わる学習の機会を創出する必要があると考えられます。

## ③ 年度ごとの取組目標

自然全般にかかわる学習の機会を創出し、自然学習会を実施します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	自然学習会を実施します。

## ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自然学習実施回数(回/年)	目標値	2	2	2	2	2

## ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●自然学習会を実施し、自然環境や生物多様性の大切さについて普及啓発を図ります。	●自然学習会に参加し、自然観察やモニタリングを行います。

3. 放置自転車対策

(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業

① 事業概要

事業の目的	自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活を確保します。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● T×4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施します。</li> <li>● 定期的に放置自転車等の撤去を実施します。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	T×4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域

② 現状と課題

放置自転車等の撤去を日中月 11 回と夜間月 1 回業務委託していることに加えて、自課による撤去を実施することで、目標値を達成できています。

今後も、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発に努め、放置自転車等の減少を目指します。また、啓発における効果的な事例を検討します。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
撤去巡回数（回/年）	目標値	150	150	150	150	150
	実績値	156	156	156	156	-
違反駐輪警告台数（台/年）	実績値	2,508	2,331	1,831	2,498	-
違法駐輪撤去台数（台/年）	実績値	453	675	639	718	-



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施することで、適切な利用者の利便性向上を図ります。	●看板で周知する以外に管理人による呼びかけを行っている。 放置自転車を撤去することで、適切に利用したい方の駐輪を妨げないようにする等、利便性向上を図りました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施することで、適切な利用者の利便性向上を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	放置自転車等の撤去と適正な駐車方法の指導啓発を実施します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
撤去巡回数（回/年）	目標値	150	150	150	150	150
<b>参考指標</b>						
違反駐輪警告台数（台/年）						
違法駐輪撤去台数（台/年）						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙やホームページ等により自転車等放置禁止区域の周知を行います。</li> <li>●巡回指導により自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を行い、自転車等駐車場の利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車等は自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。</li> <li>●自転車利用者のモラル向上に努めます。</li> </ul>

3. 放置自転車対策

(2) 自転車等駐車場の整備事業

① 事業概要

事業の目的	自転車等駐車場の整備を行い自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活を確保します。
事業の内容	●自転車等の放置を防止するため、駐輪場整備を図ります。
実施期間	通年
対象地域	T X 4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

② 現状と課題

人口が増加したことで自転車等駐車場の駐車台数が不足したため、令和2年度（2020年度）にみどりの駅自転車等駐輪場、令和3年度（2021年度）に万博記念公園駅自転車等駐車場の拡張工事を行いました。

各駐輪場における利用台数や利用率等の分析を行い、必要に応じて駐輪場を整備します。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	目標値	*	*	*	*	*
拡張台数（台/年）	実績値	267	128	-	-	-

\*はその年度に実施することを示す。拡張工事を行った場合は、別途その台数を実績値として報告



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●自転車等駐車場利用台数・将来推計を鑑み、自転車等駐車場整備を計画・実施します。	●将来推計、整備計画の策定は未着手となっています。 ●駐車場ごとに整備施策を検討する必要があります。
令和3年度		
令和4年度		
令和5年度	●整備後の経過を鑑み、整備計画の見直し等を行います。	●令和2年度にみどりの駅前、令和3年度に万博記念公園駅前自転車等駐車場の拡張整備を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。
令和6年度		

### ③ 年度ごとの取組目標

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、必要に応じて駐車場を整備します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
駐車場の整備	目標値	-	-	-	-	-

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、計画的な自転車等駐車場の整備を行います。	●自転車等は自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。 ●自転車利用者のモラル向上に努めます。

## 4. 花と緑の美化活動

### (1) 花と緑の市民協働事業

#### ① 事業概要

事業の目的	参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
事業の内容	●市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進します。 ●活動に対し、必要な花苗や用土等を支援します。
実施期間	地域における自主的な花壇活動：通年
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

つくばセンター地区花壇が撤去されたことに伴い、令和3年度（2021年度）以降は花苗配布団体数を目標値、実績値としており、ホームページや区会による情報周知の結果、目標値を達成しています。

目標値に対し、達成できている状況ではありますが、活動している団体が高齢化していることもあり、今後も同じ水準を確保することが課題となっています。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
つくばセンター地区 花壇設置箇所数（箇所数）	目標値	6	-	-	-	-
	実績値	6	-	-	-	-
花苗配布団体数（団体）	目標値	-	100	100	100	100
	実績値	133	144	151	164	
花苗配布数（ポット）	実績値	16,513	17,748	19,065	25,046	



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月）</li> <li>●春・秋の花苗配布（6月・11月）</li> </ul>	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）
令和3～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●春・秋の花苗配布（6月・11月）</li> </ul>	春・秋の花苗配布（6月・11月） ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

配布する花苗の種類を検討しつつ、限られた予算の中で花による環境美化活動を市の行事や団体の活動から市民協働の活動へと広げていくため、継続的に取り組んでいきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●春・秋の花苗配布（6月・11月）を行います。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
花苗配布団体数（団体）	目標値	155	155	155	155	155

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームページ等で事業内容を周知します。</li> <li>●市民参加による環境美化活動を継続的に行うため、花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援します。</li> <li>●活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参加による「花と緑の市民協働事業」に参加し、花や緑を通じて環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。</li> </ul>

4. 花と緑の美化活動

(2) 花と緑の啓発事業

① 事業概要

事業の目的	イベント来場者に花苗等を配り、自宅等での花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指します。
事業の内容	●イベントにて花苗等の配布を行い、市民が所有している自宅等の土地での花壇活動を推進します。 ●可能な限り多年草など1年で枯れない植物を配布し、長期間にわたる花による景観美化を目指します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止となり、目標回数を達成できませんでしたが、令和4年度（2022年度）以降は、イベントの中止もなく、多くの来場者に花苗を配布することができました。

イベントによっては花苗の配布に適さないものも考えられるため、開催イベントについては精査する必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
花苗等配布回数（回/年）	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	1	1	2	2	-
花苗等配布数（株/年）	実績値	200	300	1,000	900	

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●まつりつくば・サイエンスコロポ等のイベントにて、花苗等の配布を行います。	●まつりつくば・サイエンスコロポ等のイベントにて、花苗等の配布を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

今後も、花苗の配布を通じて花壇活動を推進し、継続して景観美化を目指します。また、イベントの広報活動を積極的に行い、イベント参加者の増加を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●イベント等で花苗の配布を行います。

### ④ 成果目標指標

成果目標指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
花苗等配布数(ポット)	目標値	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●イベントのチラシやホームページ等で花苗等の配布を積極的にPRします。	●花と緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。



第5次計画で終了する事業一覧

1. ごみの投棄対策

《終了》

河川環境保全事業 自然体験学習会

① 事業概要

事業の目的	身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●河川の自然を利用した自然体験学習会を実施します。
実施期間	令和2年度～6年度
対象地域	市内桜川流域

② 現状

新型コロナウイルスの影響、天候不良等により、予定回数を実施できなかった年度もありましたが、自然体験学習会として稚魚放流体験を実施し、参加児童に桜川の豊かな生態系や水環境を守ることの大切さを体感してもらうことができました。

河川に関連する自然体験学習会だけでなく、自然全般に関わる学習の機会を創出する必要があります。

今後は、新規事業である自然学習事業で、自然学習会を実施していきます。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
稚魚の放流回数（回/年）	目標値	4	4	4	4	4
	実績値	4	2	2	3	-
参加者数（人/年）	実績値	309	150	145	212	-

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●桜川流域小学校（4校）の4年生を対象として学習会を実施します。	●桜川流域小学校の4年生を対象として稚魚放流体験等を実施しました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

## 花と緑の環境美化コンクール

### ① 事業概要

事業の目的	チャレンジいばらき県民運動・茨城県・茨城県教育委員会が主催する花と緑の環境美化コンクールへの参加促進事業となっています。花いっぱい運動（花壇活動）をされている地域住民・児童・生徒に参加を呼びかけ、環境美化に対する関心・意欲を高めます。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。</li> <li>●参加団体に対し、下段活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。</li> <li>●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦します。</li> </ul>
実施期間	令和2年度
対象地域	市内全域

### ② 現状

茨城県が主催する花と緑の環境美化コンクールが令和2年度（2020年度）で廃止となったため、事業を終了します。

引き続き、花と緑の市民協働事業で花壇活動を進めるほか、表彰制度（アダプト・ア・パーク事業、環境美化活動支援事業）を活用し、意欲向上を図っていきます。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
応募団体数（団体/年）	目標値	14	15	16	17	18
	実績値	22	-	-	-	-

#### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。</li> <li>●参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。</li> <li>●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけました。</li> <li>●参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行いました。</li> <li>●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推進しました。</li> </ul> <p>※令和6年度は年度末に実績を記入。</p>

# 第5章

## 行動計画の推進

1.行動計画の推進体制 . . . . .	68
2.行動計画全体の評価及び見直し . . . . .	68



## 1. 行動計画の推進体制

きれいなまちづくり行動計画の各種事業には、市民・事業者・市が連携し、取り組んでいきます。

事業を推進するために、本市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検 評価、見直しを毎年実施します。

行動計画の中間年である令和 9 年度（2027 年度）には、中間評価を実施し、本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しについて検討します。

行動計画の中間年度に見直しを行わなかった場合には、最終年度である令和 11 年度（2029 年度）には計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民事業者の皆様には適宜協力を求めます。

### 〈環境美化推進会議〉

関係各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検 評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の中間年である令和 9 年度（2027 年度）には、点検 評価をとりまとめ、必要に応じ計画全体の見直しを行います。また、行動計画最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。必要に応じ、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民 事業者と連携を図ります。

### 〈つくば市きれいなまちづくり実行委員会〉

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

### 〈つくば市環境審議会〉

市民や学識経験者等で構成され、行動計画の見直し案に対し、意見・助言等を行います。（定数は 15 名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。）

## 2. 行動計画全体の評価及び見直し

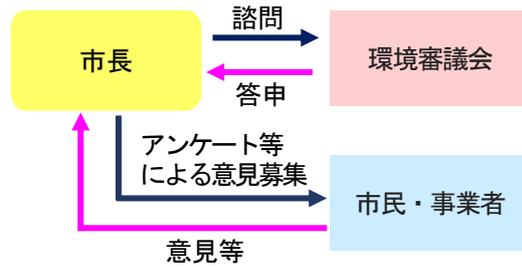
行動計画の評価及び見直しに関しては、中間年の令和 9 年度（2027 年度）に「環境美化推進会議」において中間評価を実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。また、行動計画の最終年度である令和 11 年度（2029 年度）には、第 6 次行動計画の評価を行い、次期行動計画の策定を検討し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。

## 第5章 計画の推進

### 令和6年度

#### PLAN: 行動計画の策定

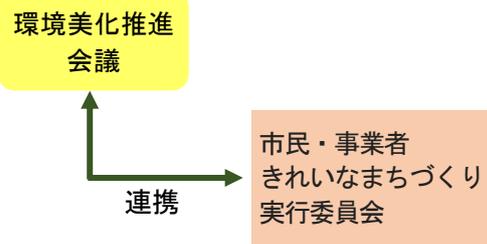
令和6年度までの環境美化活動の実施状況、効果などを踏まえて、施策の方針や対策など5年間の行動計画を策定します。



### 令和7年度～11年度

#### DO: 行動計画の実行

各事業を、年次計画に基づき実行します。「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、ホームページ等にて結果の公表を行います。



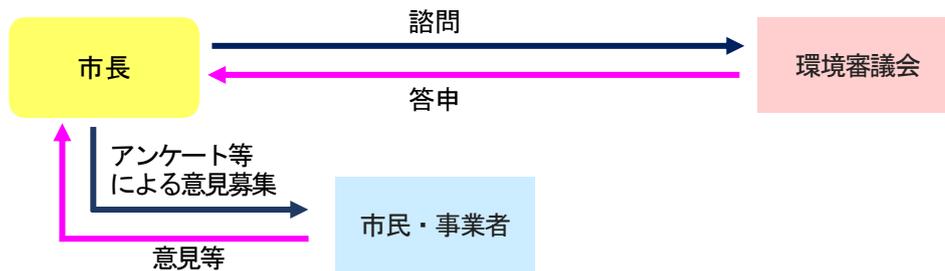
### 令和9年度・11年度

#### CHECK: 行動計画の実行の点検及び評価

行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか、令和9年度に中間評価、令和11年度に最終評価を行います。

#### ACT: 行動計画の見直しと改善

きれいなまちづくりをさらに推進していくために、中間評価では必要に応じて改善を行い、最終評価では次期行動計画に向けた改善点の洗出しと整理を行います（改善された次期行動計画の策定（PLAN）へ続きます）。



### 令和11年度

#### PLAN: 改善された行動計画の策定（第7次行動計画）



# 資料編

1.つくば市きれいなまちづくり条例 . . . . .	72
2.きれいなまちづくり重点地区 . . . . .	78
3.用語解説 . . . . .	84



# 1. つくば市きれいなまちづくり条例

## 目次

### 前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 きれいなまちづくり行動計画等(第8条—第10条)

第3章 きれいなまちづくり重点地区(第11条)

第4章 投棄等の禁止(第12条—第16条)

第5章 自動販売機の適正管理(第17条—第19条)

第6章 勧告及び命令等(第20条—第22条)

第7章 雑則(第23条・第24条)

第8章 罰則(第25条)

### 附則

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然を有するとともに、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする街並みを有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されている。

これまで、つくば市は、清潔できれいな生活環境を守るため、公共の場所におけるごみの定期清掃などの施策を実施してきた。しかしながら、一部の人々による吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふんの放置、落書きといった行為が後を絶たず、清潔できれいな生活環境が損なわれようとしている。

今こそ私たちは、これらの心無い行為をモラル欠如やマナー違反の問題として個人の良心に委ねるのではなく、ルールとして定めることにより、市民、事業者、市が力を合わせて、清潔できれいな生活環境を守っていかなければならない。

このような決意のもと、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受することができる清潔できれいなまちをつくるため、この条例を制定する。

## 資料編

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、清潔できれいな生活環境の保持について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等の投棄の禁止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくり、もって快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 空き缶、吸い殻等 空き缶等、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、レジ袋その他これらに類するものをいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収し、又は収納するための容器その他これに類するものをいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の愛玩用動物をいう。
- (8) 落書き 他人が所有し、占有し、又は管理する物に、その承諾を得ずに、文字、図形、記号、模様その他これらに類するものを描くことをいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、清潔できれいな生活環境を保持するまちづくり(以下「きれいなまちづくり」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は適切に回収容器、吸い殻入れ等へ収納し、清潔できれいな生活環境の保持に努めなければならない。

- 2 市民等は、清潔できれいな生活環境を保持するため、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所(以下「公共の場所等」という。)に自転車、電動機付き自転車、自動二輪車等を放置しないよう努めなければならない。
- 3 市民等は、清潔できれいな生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所その他の事業活動を行う地域において、回収容器、吸い殻入れ等の設置並びに空き缶等の回収及び資源化その他の清潔できれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、清潔できれいな生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶、吸い殻等が捨てられないように適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 資料編

(屋外広告物の掲出者の責務)

第7条 広告物を屋外に掲出する者は、清潔できれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲出しないよう努めなければならない。

### 第2章 きれいなまちづくり行動計画等

(きれいなまちづくり行動計画の策定)

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画(以下この条において「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(きれいなまちづくり推進月間)

第9条 きれいなまちづくりに関する意識の向上を図り、日常的な実践活動を推進するため、毎年10月をつくば市きれいなまちづくり推進月間(以下「きれいなまちづくり推進月間」という。)とする。

2 市長は、きれいなまちづくり推進月間において、市民等、事業者及び市の相互の連携の下に、きれいなまちづくりの推進に関する施策を重点的に実施するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、きれいなまちづくりの推進に特に貢献したと認める市民等、事業者その他団体を表彰することができる。

### 第3章 きれいなまちづくり重点地区

第11条 市長は、ごみの散乱の防止のため特に必要と認める地区を、きれいなまちづくり重点地区(以下「まちづくり重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をすることができる。

3 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしようとするときは、つくば市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしたときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

### 第4章 投棄等の禁止

(空き缶、吸い殻等の投棄の禁止)

第12条 何人も、空き缶、吸い殻等を回収容器、ごみ箱等定められた場所以外に投棄してはならない。

(飼い犬等のふん放置の禁止)

第13条 飼い犬等の所有者又は管理者は、公共の場所等に、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

## 資料編

### (落書きの禁止)

第 14 条 何人も、公共の用に供する建築物及び工作物(これらに附属する物を含む。)に落書きをしてはならない。

### (印刷物等の放置の禁止)

第 15 条 公共の場所において、ビラ、チラシその他これらに類するもの(以下この条において「印刷物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、当該印刷物等がその周辺に散乱したときは、当該印刷物等を回収し、適正に処理しなければならない。

第 16 条 削除

## 第 5 章 自動販売機の適正管理

### (回収容器の設置及び管理)

第 17 条 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、前項の規定により設置した回収容器中の空き缶等を定期的に回収し、空き缶等の資源化に努めなければならない。

### (啓発シールの表示)

第 18 条 屋外で自動販売機により飲食物又はたばこを販売する者(以下この条及び次条において「自販機事業者」という。)は、空き缶等及びたばこの吸い殻の散乱の防止並びに資源化に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機ごとに、啓発シールを、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

### (散乱防止責任者の設置)

第 19 条 自販機事業者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を設けなければならない。

2 自販機事業者は、散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載したシールを当該自動販売機ごとに、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

3 散乱防止責任者は、当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、清掃その他必要な措置を講じなければならない。

## 第 6 章 勧告及び命令等

### (勧告)

第 20 条 市長は、第 12 条から第 15 条まで、第 17 条第 1 項、第 18 条又は前条の規定のいずれかに違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

### (命令)

第 21 条 市長は、次に掲げる者が、前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) まちづくり重点地区内において第 12 条の規定に違反した者

(2) 第 14 条の規定に違反した者

(3) 第 17 条第 1 項の規定に違反した者

(4) 第 18 条の規定に違反した者

(5) 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者

## 資料編

### (公表)

第 22 条 市長は、前条の規定による命令(同条第 1 号及び第 2 号に係るものを除く。)を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第 7 章 雑則

### (報告等)

第 23 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対して報告を求め、又は当該職員をして関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 8 章 罰則

### (過料)

第 25 条 第 21 条の規定による命令(同条第 1 号に係るものに限る。)に違反した者は、1 万円以下の過料に処する。

2 第 21 条の規定による命令(同条第 2 号に係るものに限る。)に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

## 附則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

### (つくば市空缶回収条例の廃止)

2 つくば市空缶回収条例(昭和 63 年つくば市条例第 108 号)は、廃止する。

## 附則(平成 22 年条例第 32 号)

### (施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日前にしたこの条例による改正前のつくば市きれいなまちづくり条例の規定による処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後のつくば市きれいなまちづくり条例の相当規定によってしたものとみなす。

## 附則(平成 22 年条例第 38 号)抄

### (施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

つくば市きれいなまちづくり条例で禁止等される行為

行為	規制内容	区域	違反時の措置
ごみのポイ捨て※ <sup>1</sup>	禁止	市内全域	勧告
		重点地区	勧告→命令→過料（2千円）
ペットのふん放置※ <sup>1</sup>	禁止	市内全域	勧告
落書き※ <sup>2</sup>	禁止	市内全域	勧告→命令→過料（5万円）
印刷物等の放置※ <sup>3</sup>	禁止	市内全域	勧告
屋外広告物の掲示※ <sup>4</sup>	努力義務	市内全域	-
自転車の放置※ <sup>5</sup>	努力義務	市内全域	-
土地の適正管理	努力義務	市内全域	-

※1）ごみのポイ捨て、ペットのふん放置をした場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで処罰される場合があります。

※2）落書きをした場合は、刑法（器物損壊等）などで処罰される場合があります。

※3）印刷物等の放置とは、ビラ・チラシ等の印刷物を配布し、当該印刷物とその周辺に散乱したときに、配布者がそれを改修し、適正に処理しない場合をいいます。

※4）屋外広告物を許可なく表示する場合は、屋外広告物法、つくば市屋外広告物条例などで処罰される場合があります。

※5）つくば市自転車等放置防止条例に基づき、放置自転車は撤去される場合があります。

## 2. きれいなまちづくり重点地区

つくば市きれいなまちづくり条例に基づき、以下の5地区を重点地区に指定する。

また、重点地区には、モデル地区としての役割を持たせて、環境美化施策について積極的に展開し、その効果が全市に波及することを期待する。

なお、開発の進展や時勢、環境美化施策の進捗状況等に伴い、重点地区の指定地域については随時見直しを実施する。

重点地区内において、平成 23 年 4 月 1 日からの条例改正によりごみのポイ捨て等に対し、罰則規定を設ける。

※平成 23 年 4 月 1 日条例改正により一部見直し

### <重点地区>

指定条件：ごみの散乱防止等のため特に必要と認める地区

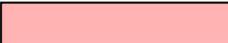
指定地区：T×4 駅周辺、筑波山神社門前通りの5地区

(指定範囲は次頁以降の地図を参照)

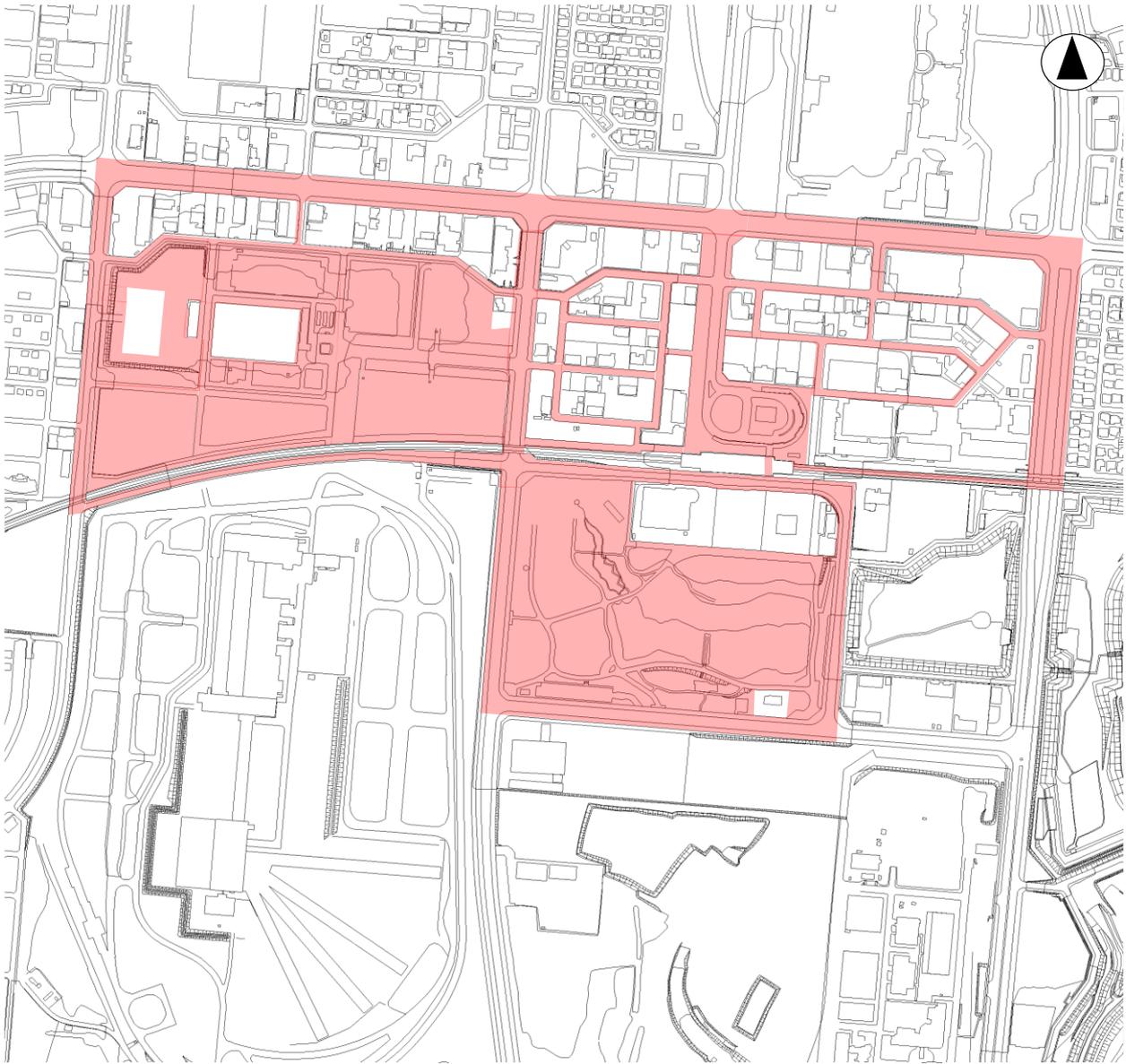
- ① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区

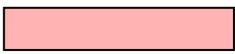
①つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区



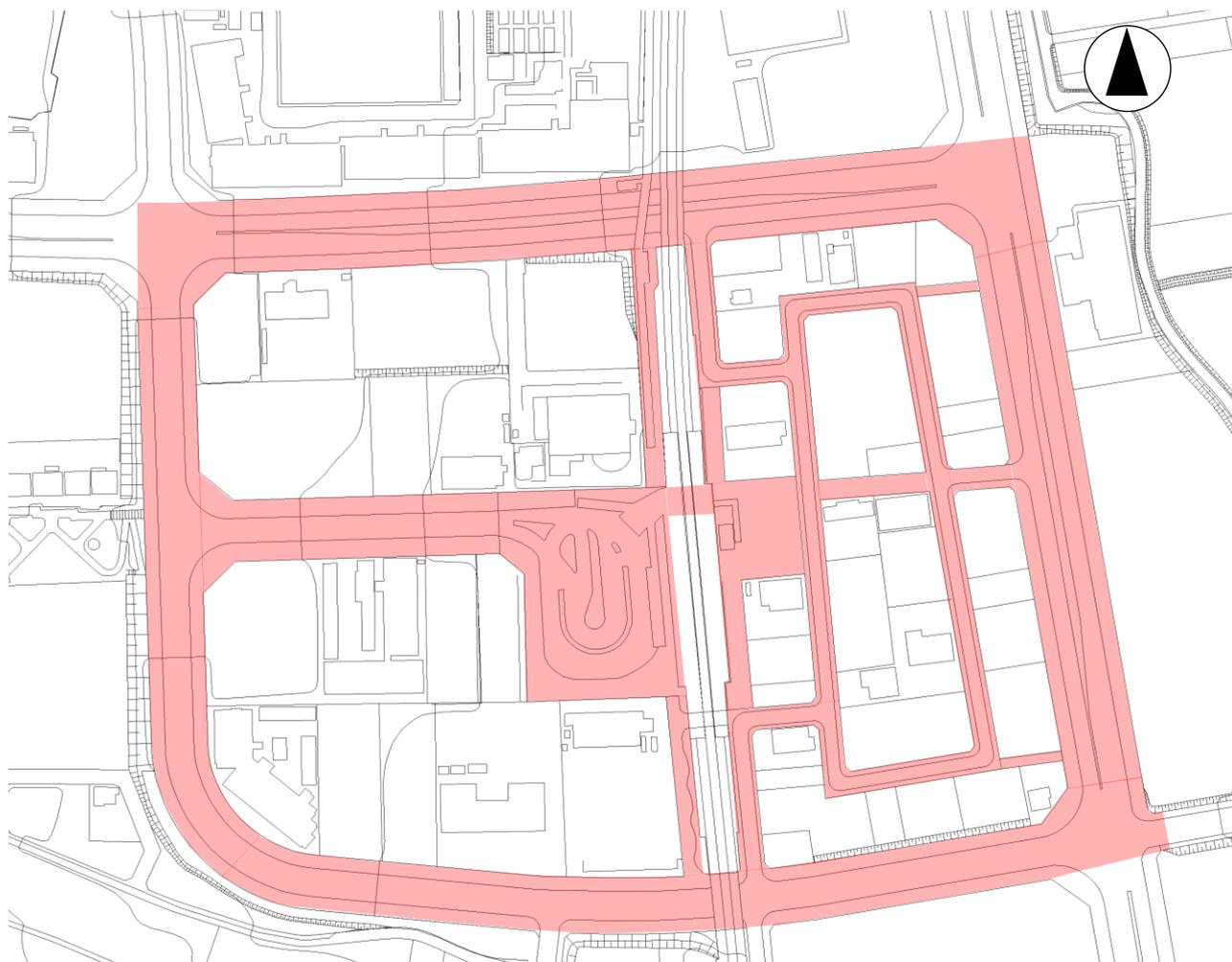
きれいなまちづくり重点地区

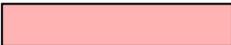
②研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



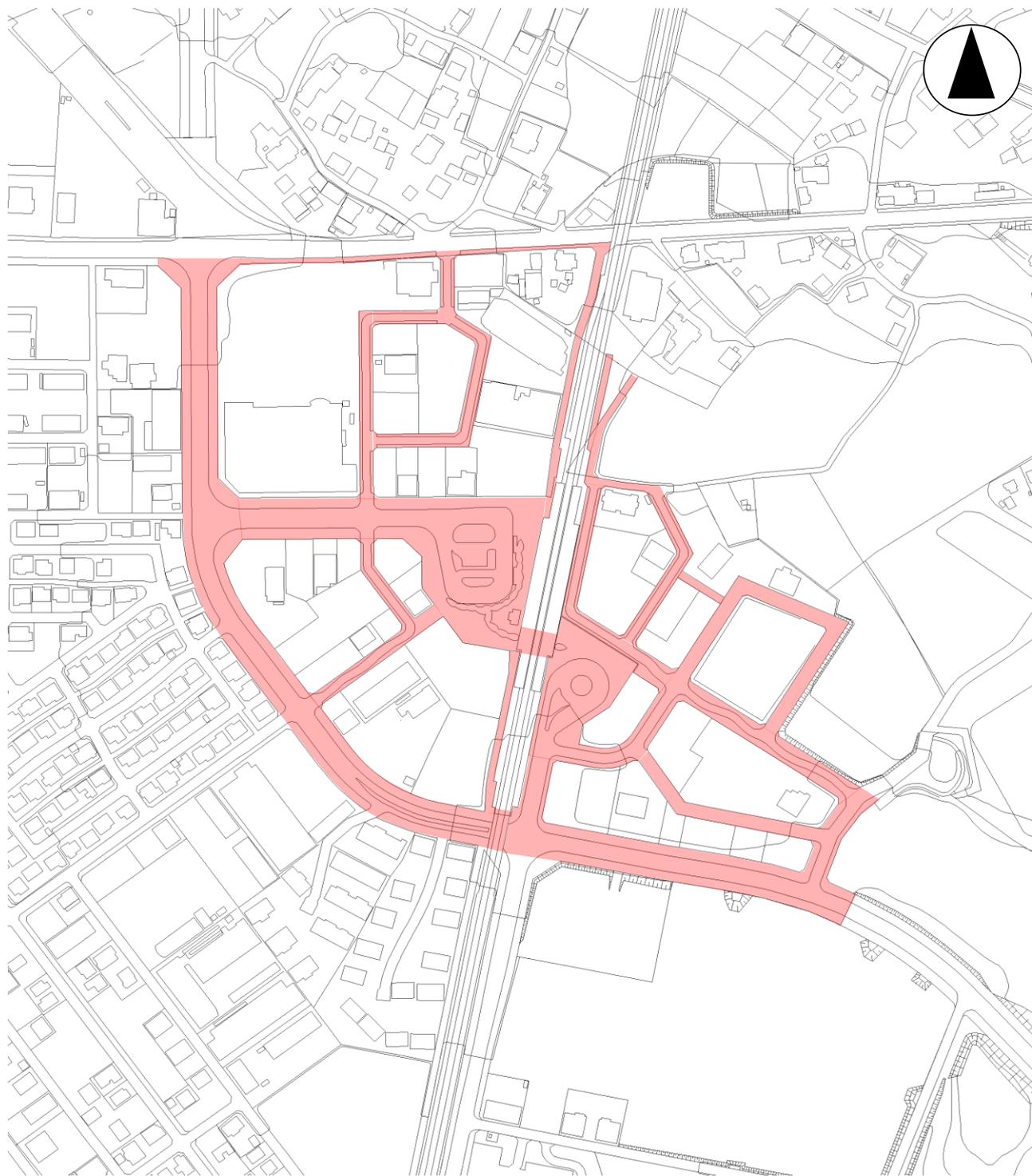
きれいなまちづくり重点地区

③万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



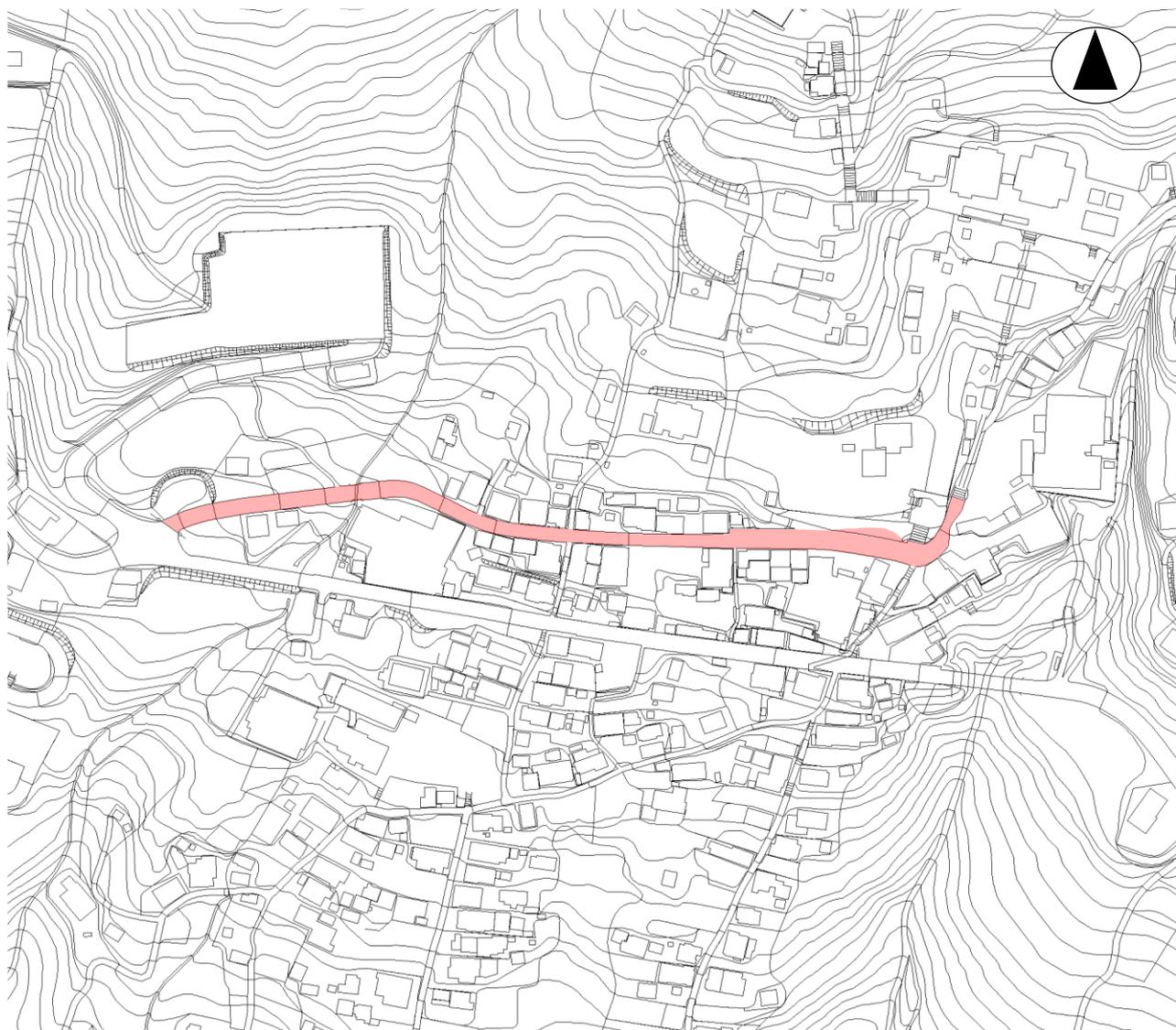
 きれいなまちづくり重点地区

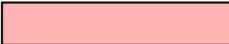
④みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区



 きれいなまちづくり重点地区

⑤筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区



 きれいなまちづくり重点地区

## 3. 用語解説

あ行	
空家バンク制度	つくば市内の空家等の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したい・買いたい・借りたいという人の橋渡しを市が行う制度です。
空家活用補助金	つくば市空家バンクの登録物件について、売却前に家財処分を行う方や購入後に改修する方に対し、市が交付する補助金を指します。
イエローカード作戦	放置された犬のふんの横にイエローカードを設置することで、地域ぐるみで犬のふん放置を監視していることを飼い主に認識させ、飼い方のマナーの向上及び犬のふんの放置がなくなることを目指す取組です。
違反広告物	つくば市屋外広告物条例に違反する広告物（例：街路樹等の禁止物件に表示されたもの）等を指します。
か行	
環境美化推進会議	関係各課の長で構成され、事業及び行動計画の計画・推進・点検・評価、見直し等を実施し、実施結果の公表を行います。
環境モデル都市	温室効果ガス的大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市のことで、国が選定します。
区会	地域の生活環境などの向上に向け、防災や防犯、環境美化などに取り組むとともに、身近な情報の提供やレクリエーション活動等を通じて、住民相互の交流を深める活動を行う、地域の住民で構成される組織です。
さ行	
自転車放置禁止区域	公共の場所等における放置自転車等を防止し、生活環境の保全を図るため、つくば市自転車等放置防止条例により TX 各駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺に設けられた区域です。この区域で自転車等駐車場以外の所に自転車等を放置（すぐに移動することができない状態）すると撤去対象となります。
水質監視員	つくば市内の河川における水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を実施しています。自然環境保全に熱意のある者により構成されており、令和6年度は18名が活動しています。
た行	
つくば市空き家等適正管理条例	空き家等の所有者に対し、自らの責任で適正に管理することを義務付け、管理不全な状態にある空き家等の所有者に対しては、適正な管理を行うよう行政指導を行います。
つくば市環境審議会	市民や学識経験者等で構成され、事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。
つくば市きれいなまちづくり実行委員会	市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。

た行	
つくば市きれいなまちづくり条例	人々が快適な生活を享受することができるきれいなまちをつくるため、吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふん放置などの行為についてルールを定めたものです（平成 19 年施行）。平成 23 年に改正し、罰則規定を設けています。
つくば市自転車等放置防止条例	自転車等の放置により、歩行者等の通行が妨げられ、防災活動に支障を来し、その他生活環境が著しく阻害されていると認められる公共の場所等を自転車等放置禁止区域として指定したものです（平成 8 年施行）。
は行	
防犯・環境美化サポーター	つくば市きれいなまちづくり条例に基づいた、ごみのポイ捨て落書き等に対する勧告・命令・過料処分等の実施、落書き及び自動販売機の管理状況等の確認、印刷物等の放置状況の確認、不法投棄被害重点注意箇所を中心とした巡回を行っています。





## ●つくば市きれいなまちづくり宣言●

つくば市は、筑波山を仰ぐ恵み豊かな田園風景と世界に誇る研究学園都市の街並みが調和した美しい田園都市を形成しています。

しかし、都市化の進展と生活様式の変化により、一部の人々によってポイ捨てや無配慮な歩行喫煙、落書きなど心ない行為が後を絶たず、清潔できれいな生活や環境が損なわれようとしています。

いまこそ私たちは、これら心ない行為を無くし、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受する環境を守っていかねばなりません。

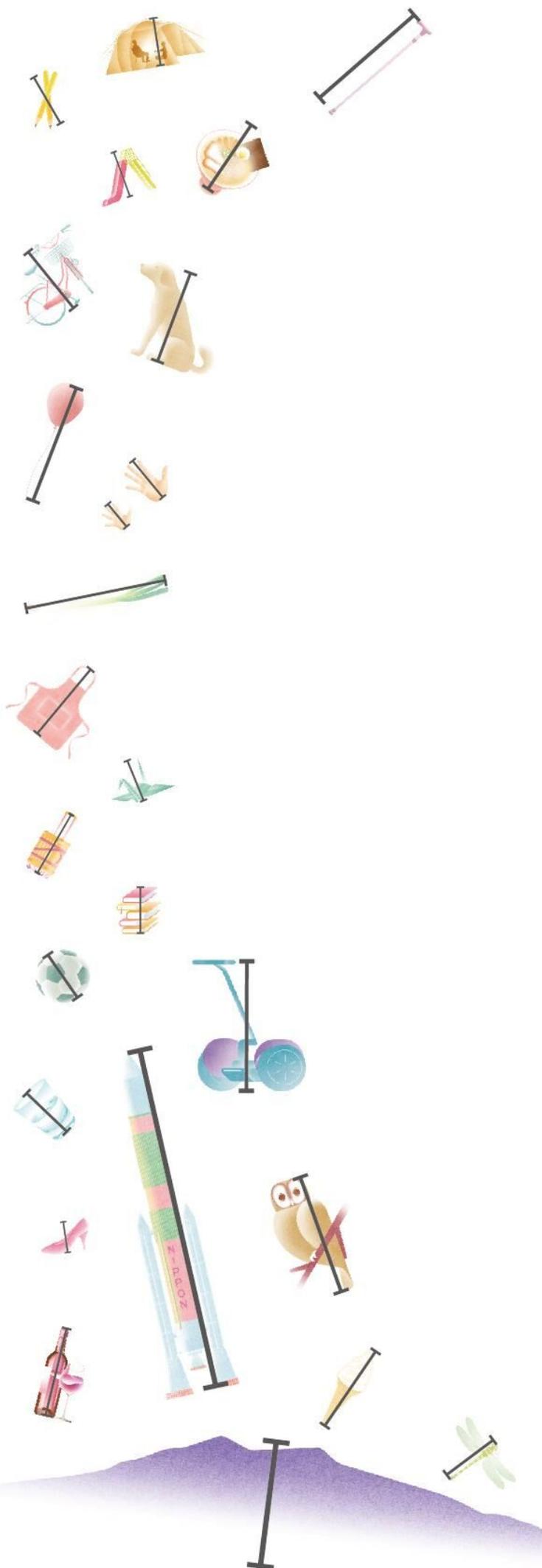
一人ひとりが一灯を灯せば、やがて万灯となり国を照らすように、みんなで力を合わせて環境美化に取り組んでいけば、必ず清潔できれいなまちになることを信じ、ここに誓い宣言します。

**「私たちは、このまちを清潔で**

**きれいなまちにしていけます」**

平成 19 年 10 月 13 日

つくば市長



# 第6次つくば市 きれいなまちづくり 行動計画（案）

概要版

令和7年(2025年)4月

〔対象期間〕

令和7年度（2025年度）から  
令和11年度（2029年度）まで

これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs

## 計画を策定する背景

本市では、平成19年（2007年）11月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を具体的な行動に移すための指針として、平成20年（2008年）1月に策定され、市民・事業者・市の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。

さらに、世界中で重視されている「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れ、社会情勢の変化への対応、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等<sup>注</sup>及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）きれいなまちづくりのための活動についての事項
- （2）きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- （3）市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- （4）自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

「つくば市きれいなまちづくり条例」より抜粋

注) 市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。(条例第2条(1))となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

## 計画の期間

本計画は、令和7年（2025年）4月から令和11年（2029年）3月までとし、令和9年（2027年）度には、中間評価を実施し、必要に応じ計画の見直しを行います。

# 市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

つくば市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市民・事業者・市の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。つくば市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。つくば市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを進めます。

### ◆ 市民の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。

など

### ◆ 事業者の役割

- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずる。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しない。

など

### ◆ 市の役割

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行う。

など

## 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

- I. きれいなまちづくりのための活動の推進
- II. きれいなまちづくりのための意識の啓発
- III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援
- IV. 市民・事業者・市の相互の連携

## 基本方針に基づいた施策

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像

市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

基本方針

きれいなまちづくり  
のための活動の推進

きれいなまちづくり  
のための意識の啓発

きれいなまちづくり  
のための自発的な  
活動に関する支援

市民・事業者・市の  
相互の連携

### 施策 1

### 事業

ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業（道路環境美化ボランティア）
- (3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 飼い犬のふん放置対策事業

### 施策 2

### 事業

まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業
- (6) 自然学習事業

### 施策 3

### 事業

放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業
- (2) 自転車等駐車場の整備事業

### 施策 4

### 事業

花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民協働事業
- (2) 花と緑の啓発事業

# 施策 1 ごみの投棄対策

## (1) 市内一斉清掃事業

市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識の向上を図る

### 市民・事業者の役割

- ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加する

### 市の役割

- 市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、ホームページで報告する

## (2) アダプト・ア・ロード事業 (道路環境美化ボランティア)

市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る

### 市民・事業者の役割

- アダプト・ア・ロード(道路環境美化ボランティア)に参加する

### 市の役割

- 参加団体が円滑に活動を進めるための連絡調整、掃除用具等の支援などを行う

## (3) アダプト・ア・パーク事業 (公園里親制度)

市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る

### 市民・事業者の役割

- アダプト・ア・パーク(公園里親制度)に参加する

### 市の役割

- 参加団体が円滑に活動を進めるための連絡調整、掃除用具等の支援などを行う

## (4) 環境美化活動支援事業

環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進

### 市民・事業者の役割

- 環境美化活動を実施する

### 市の役割

- 参加団体が円滑に活動を進めるための連絡調整、掃除用具等の支援などを行う

## (5) 河川環境保全事業

身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境への関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る

### 市民・事業者の役割

- 不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報する

### 市の役割

- 公共用地の巡回を実施し、不法投棄の抑止を図る

## (6) 不法投棄対策事業

不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る

### 市民・事業者の役割

- 不法投棄の防止を図るため、所有地(管理地)を適正に管理する

### 市の役割

- 公共用地の不法投棄物撤去、サポーターによる巡回パトロールを行う

## (7) 飼い犬のふん放置対策事業

飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図る

### 市民・事業者の役割

- 散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し適正に処分する

### 市の役割

- 市広報紙やホームページ等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図る



## 施策2 まちの景観保全対策

### (1) 落書き対策事業

落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る

#### 市民・事業者の役割

- 落書き行為を発見した場合は、市や警察へ報告する

#### 市の役割

- 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施する

### (2) 違反広告物除却事業

違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る

#### 市民・事業者の役割

- 活動地域において、定期的に巡回及び除却作業を実施する

#### 市の役割

- ボランティア団体への除却作業に必要な支援、職員による巡回および除去作業を実施する

### (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業

自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図る

#### 市民・事業者の役割

- 受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分する

#### 市の役割

- 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し未然防止を図る
- 自動販売機事業者の把握に努める

### (4) 除草事業

空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る

#### 市民・事業者の役割

- 所有地の定期的除草作業を実施し、景観や生活環境の保全に配慮
- 近隣に雑草が繁茂した空き地がある場合には、市に連絡する

#### 市の役割

- 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図る
- 雑草繁茂・堆積している空き地の所有者への適正管理の指導を実施する

### (5) 空家等の適正管理事業

空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図る

#### 市民・事業者の役割

- 空家等の適正管理や有効利活用を行い、地域の生活環境の保全や活性化に努める
- 空家バンク制度を活用する

#### 市の役割

- 管理不全な空家等の所有者等を調査特定し、助言・指導を行う。当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行う

### (6) 自然学習事業

身近な自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る

#### 市民・事業者の役割

- 自然学習会に参加し、自然観察やモニタリングを行う

#### 市の役割

- 自然学習会を実施し、自然環境や生物多様性の普及啓発を図る

## 施策3 放置自転車対策

### (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業

自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活の確保

#### 市民・事業者の役割

- 自転車等は自転車等駐車を利用するなど決められた場所へ駐輪する

#### 市の役割

- 巡回指導により自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を行い、自転車等駐車の利用を促進する



### (2) 自転車等駐車場の整備事業

自転車等駐車場の整備を行い自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活の確保

#### 市民・事業者の役割

- 自転車等は駐輪場自転車等駐車を利用するなど決められた場所へ駐輪する

#### 市の役割

- 各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、計画的な自転車等駐車場の整備を行う



## 施策4 花と緑の美化活動

### (1) 花と緑の市民協働事業

参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図る

#### 市民・事業者の役割

- 市民協働による「花と緑の市民参加事業」に参加し、花や緑を通じて環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進する

#### 市の役割

- ホームページ等で事業内容を周知する
- 市民参加による環境美化活動を継続的に行うため、花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援する
- 活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにする

### (2) 花と緑の啓発事業

イベント来場者に花苗等を配り、自宅等での花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指す

#### 市民・事業者の役割

- 花と緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進する

#### 市の役割

- イベントのチラシやホームページ等で花苗等の配布を極的にPRする



## ●つくば市きれいなまちづくり宣言●

つくば市は、筑波山を仰ぐ恵み豊かな田園風景と世界に誇る研究学園都市の街並みが調和した美しい田園都市を形成しています。

しかし、都市化の進展と生活様式の変化により、一部の人々によってポイ捨てや無配慮な歩行喫煙、落書きなど心ない行為が後を絶たず、清潔できれいな生活や環境が損なわれようとしています。

いまこそ私たちは、これら心ない行為を無くし、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受する環境を守っていかねばなりません。

一人ひとりが一灯を灯せば、やがて万灯となり国を照らすように、みんなで力を合わせて環境美化に取り組んでいけば、必ず清潔できれいなまちになることを信じ、ここに誓い宣言します。

**「私たちは、このまちを清潔で**

**きれいなまちにしていけます」**

平成 19 年 10 月 13 日

つくば市長